

平成18年9月5日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	欠番
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	吉田正明
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	森田利明
管理係長	江口隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
会	計	山	田	次	郎
教	育	藤	家	恒	善
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
教	育	中	川		宏
生	涯	一	ノ	瀬	健
農	業	植	松	治	二
監	査				彦

平成18年9月5日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	5 橋 爪 敏	1. 第4次総合計画（見直し）に於ける農業の振興について (1) 集落営農組織の育成と法人化の推進について (2) 農地・水・環境保全向上対策について (3) 中山間地域の活性化について (4) 農業振興大会開催について (5) 農薬のポジティブリスト制度について 2. 「食」と「農」の取り組みについて
2	20 松 尾 征 子	1. 市民が安心できる生命と暮らしを守る市政を小泉自公政権による「構造改革」の名でおこなわれてきたあいづ制度の改悪は、低賃金・無権利の非正規雇用を急増させただけでなく職場までうばってきた。 さらに社会保障制度の改悪を次々と打ち出し格差と貧困の広がりには大きいものがある。 それに追いつけなかったのが「逆立ち税制」特に高齢者への大增税。このことは実施した市民アンケートに書かれた市民の悲痛なさげびにはっきり表われた。 (1) 介護保険料・利用料問題 (2) 国民健康保険をはじめ税金問題 (3) 雇用・失業対策（特に若者）問題 (4) 障害者問題
3	3 福 井 正	1. 鹿島市での農村民泊への取り組みについて (1) 鹿島市の農村民泊の現状について (2) 農村民泊研究会等の組織化について (3) 農村民泊の勉強会や研修会について (4) 農村民泊支援について 2. 鹿島の道路整備について (1) 国道207号の今後について (2) 市道乙丸・吹上線整備について (3) 県道鹿島・嬉野線整備について 3. 結婚支援について (1) 結婚サポーターについて (2) 結婚希望者への研修会について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

まず、5番議員橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

皆さんおはようございます。5番議員の橋爪敏でございます。通告に従いまして一般質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

きょうは2点質問をしたいと思っております。1点目は、第4次総合計画見直しにおける農業の振興について、2点目が「食」と「農」の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

第4次総合計画は平成13年1月1日よりスタートされ、5年が経過をいたしまして、ことし第4次総合計画基本計画の見直しをされたところでございます。今回の計画の見直しは、中間時点にある現在、時代の急速な変化を踏まえて、これに対応できるよう必要な事項を見直したと言われております。第4次総合計画見直しのキーワードは、人口の定住、少子化対策、高齢化対策が主要テーマと言われております。

また、産業の振興では農業の主要施策として、1点目が集落営農組織の育成と法人化の推進、2点目が環境に優しい持続的農業の推進、3点目が生産基盤の整備、4点目が中山間地域の活性化を上げておられるようでございます。

そこで最初に、集落営農組織の育成と法人化の推進についてお伺いをいたします。

農林水産省は昨年10月27日に新たな食料・農業・農村基本計画の柱である品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の大枠の枠組みを盛り込んだ経営所得安定対策大綱を決定されていましたが、ことしの6月14日には、平成19年、来年度からの新たな経営安定対策の導入を盛り込んだ担い手経営安定新法が参議院本会議で可決成立しております。これで米、麦、大豆などの土地利用型作物はすべての農家を対象にした品目別の価格政策から施策対象を担い手に絞り込み、その経営を維持する本格的な所得政策に大きく転換することになっているようでございます。

また、ことしの7月21日には、平成19年度からの農政転換を具体化するための経営所得安定対策実施要綱が決定をされております。その内容を見ますと、品目横断的経営安定対策の対象者は担い手に絞られており、担い手とは認定農業者、特定農業団体、または特定農業団体と同様の要件を満たす組織となっております。

その要件とは、基本原則として認定農業者4ヘクタール、集落営農組織20ヘクタール、そのほかに五つの要件があるわけですが、その一つが規約の作成、二つ目が経理の一元化、三つ目が地域農用地の3分の2以上を集積する目標を設定する、四つ目が主たる従事者の所得目標を定める、五つ目が5年以内に農業法人化の計画を作成するとなっているようでございます。

全国におきます設立の現在までの状況を見ても、特定農業団体が目標3,500に対して、ことしの3月末で213、6月末で332、特定農業法人は目標が1,500に対して、3月末で345、6月末で355が全国では設立をされておるようでございます。また、認定農業者数は目標が32万5,000人という目標になっているようですが、6月末で20万5,181人ということでございまして、鹿島市の認定農業者は2月末で151人となっているようでございます。

そこで、お伺いをいたしますけれども、1点目は、認定農業者、集落営農組織、法人化を推進されておりますけれども、担い手の進捗状況はどうなっているのか。現在までの設立数なり、今後、今年度じゅうに設立が計画されている数、どれくらいあるのかをお伺いいたします。

2点目は、それぞれの担い手に集積される水田、これは市内の何%ぐらいになるのかお伺いをしたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをいたします。

これは第4次総合計画の施策の環境に優しい持続的農業の推進ということで、これと関連いたすと思いますが、この事業も平成19年度から始まりますが、昨年10月に決定した経営所得安定対策大綱の中に位置づけられておまして、品目横断的経営安定対策と車の両輪をなすもので、社会共通資本としての農地、農業、用水等の支援、さらには、その上で営まれる営農活動を一体としてその質を高めながら将来にわたり保全するもので、地域振興策として位置づけられているようでございます。

本対策の仕組みは、地域において農地、水、環境の良好な保全と質的向上を図るため、1点目が地域ぐるみの効果の高い共同活動、2点目が農業者による環境保全に向けた先進的な営農活動、3点目がこれらの活動の質をさらにステップアップさせる取り組みなどの活動を支援するものとなっているようです。すなわち地域の資源と環境を守るため、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体等が幅広く参加する取り組みになるよう強く打ち出されているようでございまして、そこで、お伺いをいたしますが、この事業の内容はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

次に、中山間地域の活性化対策ということでお伺いをいたします。

中山間地域は、平野の周辺部から山間部にかけての大きな広がりを持っています。まとまった耕地は少ないものの、日本全国土の70%、耕地面積でも全体の40%を占めているようでございます。また、佐賀県でも50%を占めているようでございます。

多様な自然や生態系、美しい風景や伝統文化が残されており、食料の生産だけでなく、自然環境や水資源の涵養など、多面的で重要な役割を果たしております。ところが、今、中山間地域は高齢化と人口の減少によってコミュニティー機能が低下しており、さらに問題が深刻化することも考えられます。今後、中山間地域を守っていくためにはしっかりと支援をしていくことが大切でないかと思っております。

そこで、お伺いいたしますが、1点目は、鹿島市における中山間地域の農業総生産額、あ

るいは耕地面積、農家数等はどれぐらいあるのか。

2点目は、市では中山間地域をどのように位置づけておられるのか、お伺いをいたします。

次に、農業振興大会開催についてお伺いをいたしますが、このことについては、昨年9月議会で私も提案をしたかと思いますが、また、ことし6月議会でもお伺いをしたわけで、そのときの答弁で、この振興大会については、農業者と関係機関が一堂に会し、先進的な集落や地域ビジョンの5年後、10年後の農業・農村のあるべき実現に向け、ことしの11月上旬に鹿島市で開催したいという答弁があったけれども、その内容をどのような形でやられるのかをお伺いいたします。

次に、農薬のポジティブリスト制度の取り組みについてお伺いをいたします。

農薬に関する法律には農薬取締法と食品衛生法がありますけれども、今回、食品衛生法の改正により食品に残留するすべての農薬や動物用医薬品などを規制するポジティブリスト制度がことしの5月29日より施行をされています。その内容について、どのように変わったのかを最初お伺いをしたいと思います。

次に、大きな2点目で「食」と「農」の取り組みについてお伺いをいたします。

佐賀県ではことしの2月、「食」と「農」の振興計画を策定されておりまして、「食」と「農」の環境が調和した豊かな県民生活実現を目指して、1点目が「食」と「農」の絆づくり、2点目が人と環境にやさしい農業の推進を打ち出されています。

まず、「食」と「農」の絆づくりについては、消費者と農業者、消費地と生産地、都市と農村が強いきずなで結ばれ、消費者から理解を得て発展する佐賀農業を目指すということで、ことしから5カ年にわたり県民協働で、さが“食と農”絆づくりプロジェクトを展開されています。

この推進に当たっては、農業者や消費者グループ、NPO等で構成するプロジェクト会議を設置し、全体的な推進方策をプロデュースするとともに、食農教育、地産地消、都市と農村交流の各テーマごとにチームを編成し、実務的な推進活動を行っておられるようでございます。

そこで、お伺いをいたしますけれども、1点目は、県ではこの「食」と「農」の絆づくりの支援事業として、県内で活動する団体から地産地消や都市と農村交流などの募集をされ、22件の応募があつているようでございます。その中で、その支援事業として14件を決定されまして、2カ所には1,000千円以内、あとの12カ所には300千円以内の支援事業をすると、こういうことになっておるようでございますが、この新聞を見た限りでは鹿島市にはそういうことが載っておりませんが、鹿島市はこの事業に応募をされたのか、1回目はお伺いをしたいと思いますし、また2点目は、鹿島市では「食」と「農」の絆づくりについて現在どのように取り組んでおられるのかをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

橋爪議員の御質問にお答えをいたします。

まず、担い手対策の進捗状況についてでございます。

品目横断的な経営安定対策への対応が重要課題であるといたしまして、農協と県の現地機関と一体となって集落営農の組織づくりに取り組んでおります。その結果、設立数は8月末で営農組合が11と農事組合法人が一つであります。

今後、11月末までに6営農組合と一つの農事組合法人が設立予定となっております。これにより、安定対策の対象となる集落数の合計は、生産組合数79のうち50生産組合になる予定であります。

それから、対策加入の個人の認定農業者が4名の予定であります。その結果、集積率は水田で約56%、麦の作付面積では100%近くまで担い手に集積できる見込みとなっております。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業の内容についてであります。

議員の方から、この対策事業の趣旨、仕組みについて御紹介いただきましたけれども、この取り組み内容につきましては、先進的で高度になるほど助成額がふえる3階立ての仕組みとなっております。

まず第1段階は、基礎支援といたしまして、草払いや溝さらえ、耕作放棄地の発生防止といった基礎活動や農道、水路ののり面の補修などの生産資源向上活動、そして、花の植栽など環境資源向上活動が対象となっております。第2段階が営農活動支援です。農家が地域ぐるみで農薬や化学肥料を慣行栽培より5割以上削減して行う特別栽培など、環境保全型農業の実践が対象となり、追加的な助成があります。第3段階は詳細な内容は確定しておりませんが、地域の取り組みがステップアップする場合に、その水準に応じて1地区200千円か400千円の促進費を交付することになっております。農水省では耕作放棄地の復旧などを想定されておるようでございます。

次に、中山間地の活性化対策関係であります。

まず、中山間地域の農業生産額は、平成17年度農協販売額で2,821,000千円、市全体の67%、耕地面積1,993ヘクタールは75%、農家数1,570戸が78%となっております。

それから、中山間地域をどのように認識しているかというお尋ねでございます。

市全体面積の86%を占めます中山間地域は、農業面の数値におきましても、いずれも7割以上を占め、農業生産に不利な条件下において、農業生産活動によって多面的機能の発揮に重要な役割を担っております。

中山間地域の活性化に向けましては、今後とも直接支払制度を活用しながら、農業者と地域住民が一体となった集落づくりの取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えます。

次に、農業振興大会の開催についてのお尋ねでございます。

大会の開催は11月10日、エイブルホールにおいて、集落営農組織、認定農業者、関係団体が結集し、地域農業の将来展望を共通認識として持ち、それぞれが役割分担と協力関係を築くため、担い手育成推進大会ということで藤津農業振興協議会の主催で計画をいたしております。内容は、藤津管内の3集落による営農組織のビジョンの発表による情報交換の場の設定と集落営農と地域づくりの視点で先進事例を学ぶため講演会を予定して、準備を進めております。

次に、農薬のポジティブリスト制度についてであります。

食品衛生法に基づいて、これまでは食品に残留する農薬のネガティブリスト制度ということで、283の農薬等に残留基準値が設定されておりました。リストにない農薬は幾ら残留していても規制することが難しく、とりわけ輸入農産物への規制という視点で問題視されてきました。5月29日から導入されたポジティブリスト制度では規制対象になる農薬が799品目と多くなり、一つ一つの食品に対する個別の残量基準が設定をされました。また、リストにない農薬は一律基準で0.01ppm以上検出された場合、販売禁止にできるようになっております。すべてに設定されたことから、積極的——ポジティブな制度と言われております。

食の安全・安心のための制度であり、農業現場では散布する薬剤が周りの圃場に飛散し、農作物に残留することのないよう、これまで以上に農薬散布においては飛散防止に気をつけなければなりません。

最後に、「食」と「農」の絆づくり活動支援事業の内容についてであります。

5月末から6月いっぱい募集がありましたので、農協や農産加工グループなどに呼びかけをいたしました。新規性を有する活動には該当しないということで応募がございませんでした。

今後の取り組みにつきましては、平成18年度から22年度までの5カ年間となっており、ことし8月に農林事務所管内に設置をされました、さが“食と農”絆づくりプロジェクト地区推進会議において、食農教育と地産地消、都市と農村の交流を具体的に推進していくことになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

答弁ありがとうございます。これより一問一答式で、できるだけ私も簡潔に質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それではまず、1点目の集落営農組織の育成についてお伺いをいたしますが、この新しい対策では、平成19年度産からは国内産業の足腰を強くするため、一定の条件を備えて、担い手になった方だけに支援を行う仕組みに変わっているようでございますが、この担い手とい

うのは、認定農業者、特定農業団体、あるいは法人化等になるわけですが、こういう担い手になればどんな支援が受けられるのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

担い手になればどんなメリット、支援があるのかということでございます。

農水省の方では品目横断的な経営安定対策の導入とあわせて、平成19年度から担い手育成・確保総合対策ということで、集落営農組織や認定農業者を対象に、メリット対策として無利子融資の創設や農地の貸し手と借り手に助成する農地集積の促進事業などを柱に計画をされております。

市といたしましては、内容が明らかになれば、農協と連携をいたしまして、関連施策の具体的な内容を十分検討しまして、その有効活用が図られますように関係者に対しての情報の提供を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいまメリットについて説明いただきましたが、今後、この経営安定対策のちょうど加入の時期が9月1日から始まっておりまして、11月末までぐらいになっているようでございますが、この申請手続もいろいろあるかと思いますが、今後、手続、スケジュール等はどのようになっているのか、よろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

19年産の秋まき麦の作付をされる担い手に対しまして、先ほどありましたように、9月1日から加入期間に入っております。それで、鹿島市の場合は予定では早くても10月中旬ぐらいから農協が代行して代理申請事務を行って手続を支援していただくことになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、次は法人化の推進について、一、二点お伺いをしたいと思います。集落営農組織の場合は5年以内に農業法人化を目指す、ということになっておりますけれども、法人化をした場合は、集落営農と比べてみてどのようなメリット、デメリットがあるのかお

伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

まず、経営安定対策制度の面でのメリットがあります。担い手として認められる集落営農には、5年後に法人化を目指す任意の営農組合と農業生産法人の二つがございます。営農組合の場合は規模要件が20ヘクタール以上ということになっておりますが、法人化をすれば認定農業者ということになることができますので、個別の認定農業者と同じく、経営規模が4ヘクタール以上という要件が適用になるというのがございます。

次に、一般的な経営面と運営面のメリットであります。まず、法人化をすれば、その法人格で農地の利用権設定、あるいは購入をして農業経営を行うことができることになっております。それから、機械施設投資の負担軽減や、経営意識、経営感覚の向上、高齢者、兼業従事者の活躍と、定年帰農者などの新規の方たちの組織的な受け入れ、それから、集落における連帯感の醸成と集落活動の活性化ということが期待される効果として挙げられます。

いずれにしても、営農組合の最終目標は経営体としての法人化による集落活動の活性化であると考えます。したがって、構成員は法人化に向けて高い意識を持ってもらわなければなりませんけれども、助成金を目指したただけのものであれば、構成員の意識、目標がばらばらになりかねないということで、法人化が難しいということだけではなく、任意組織としての営農組合の継続さえ危ぶまれるということも考えられます。市といたしましては、集落や地域に応じたそれぞれの枠組みで設立をされた営農組合が主体的に5年後の法人化へ向けてこれから一步一步前進できますよう、課題に応じたサポートが必要でございますので、農協や県、関係団体と一緒に支援をしてみたいと考えております。

法人化の意義という意味合いになってしまいましたけれども、以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは次に、先ほど説明では法人は今のところは1カ所と、こういう説明がございましたが、5年後には集落営農も法人化を目指す、ということになっておりまして、かなりの数を先ほど発表していただきましたが、この法人の形態には、農事組合法人なり、あるいは株式会社、あるいは合同会社、もう有限会社はなくなったそうですが、そういうことで、この農事組合法人をした場合と会社法人の違い、どういう違いがあるのか。

また、今の集落営農組織を今後推進していかれるわけですが、集落営農組織が株式会社、農事組合法人、どのように選べばいいのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農事組合法人は農業協同組合法に規定されております組合型の法人でありまして、農業生産活動の協業化や共同利用施設の設置を行うことによって組合員の共同の利益を増進することを目的とした法人であります。営利法人と公益法人の中間の法人ということで、一般的に中間法人と言われております。このため、構成員の公平性が重視をされており、議決権が1人1票制、常時従事者の外部雇用には制限がある、1人の者の出資が100分の50以下に抑えられているといった特徴がございます。

これに対して、株式会社は商法に規定された法人で、営利行為を行うことを目的とする営利法人でございます。このため、議決権が1株1票制、出資口数の制限がないことが特徴でございます。

したがって、農事組合法人と会社法人かの選択基準は構成員の置かれている状況によって大きく違ってくると思いますけれども、中山間地域などの経営条件の厳しい地域、担い手の不足する地域で集落内で力を合わせていこうとする場合、それから、農業施設の共同利用や農作業の共同化を主として行う場合などには、農事組合法人の方が関係者の理解を得られやすいんじゃないかならうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

やはり法人化を成功、あるいは発展させる条件、あるいは留意事項等、課題も非常に多いと思いますが、今後、法人化へ向けて市としてはどのように推進をしていく考えでおられるのか、ちょっとお伺いしておきます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

法人化の今後の推進をどのようにしていくのかということでございます。営農組合におきましては、設立段階で5年後の法人化計画を作成されております。すべての営農組合において、組合長さん初め、役員の方々は5年後の法人化に向けまして、これからの正念場だという気概を持っていただいております。今後ともそれぞれの営農組合が主体的に話し合いを重ねていただいて、段階的に意識向上、経営意識が向上をいたしまして自立できますよう、先進事例等の情報提供や法人制度の説明など、農協と普及センター、農林事務所、農業委員会など関係機関と一緒に法人化の推進のための支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

それでは次に、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをいたします。

この事業も来年度より始まりますけれども、昨年度末、農林水産予算に10億円が盛り込まれて、来年度からの本格導入に向け、18年度はモデル的に支援する新規事業が位置づけられておるようです。全国で600カ所を選定し、モデル地区で来年度の本格導入に先駆けて保全活動を実施し、施策の検証をし、助成を行うとなっているようでございます。県内では6カ所、この6カ所に鹿島市も入っていると聞いておりますが、大体これは1地区平均が2,500千円の予算でこのモデル事業をやると聞いておりますが、鹿島ではどこでやっておられるのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

中村地区で実施をいたしております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

中村地区ということですが、この中村地区を選定された理由はどのような理由で選定されたのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

佐賀県の方で6地区において平成17年度から18年度まで資源保全の実態調査事業が実施をされておりまして、その6地区が平成19年度から導入をされます農地・水・環境保全向上対策事業の実験事業地区ということでぜひ選定をしたいということで県の方からの通知があったわけでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

県が決めたということですね。はい、わかりました。

それでは、この事業についてちょっとお尋ねをしたいと思っておりますが、農業生産基盤を保全し、環境保全型農業を後押しする農地・水・環境保全向上対策の国の予算額は300億円と聞

いております。地方自治体がまたそれに300億円ということで、この事業費は600億円ということになっているようでございますが、現在行われております中山間地域直接支払の17年度の予算額は、国が1年間に251億円、それに地方自治体が同じく251億円、総事業費が平成17年度は502億円になっているようでございます。そういうことでいきますと、この中山間地域直接支払事業よりも約100億円多い事業が盛り込まれていると、こういうことになるわけです。

この600億円の内訳は、共同活動への助成が540億円、営農活動への助成が60億円、全国の農業振興地域の農地約400万ヘクタールの50%をカバーする大型事業となるんじゃないかなろうかというふうに考えられるわけでございますが、来年度から始まりますこの事業について、市の対応について考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農地・水・環境保全向上対策事業は、品目横断的な経営安定対策、それから、米政策改革推進対策とあわせて、平成19年度から実施をされます農政改革施策の3本柱の一つでございます。

県におきまして説明会を数回開催され、取り組みについての市町との意見交換会も実施をされてきております。それで、再度9月11日に開催予定でありまして、その結果を受けまして、事業説明を受けまして、本市に合った方策を検討することになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

次に、中山間地域活性化については先ほど説明いただきましたが、ひとつこれについては全力を挙げて今後取り組んでいただきますように重ねてお願いをしておきたいと思っております。

それから、その次に、農業振興大会についてお伺いをしたいと思います。先ほど鹿島市の農業振興を図る上で11月10日に藤津農業振興協議会主催で振興大会をやると。私はこれは非常に意義があるものじゃないかと思っておりますが、ただ形式だけに終わらないように、やっぱり実のあるものにしていただきたいというふうに考えております。

今回は藤津農業振興協議会が中心ということでございますが、ちょっと合併もできなかったもんですから、やっぱり今後は鹿島市独自でもこういうふうにやっていきたいということも必要じゃないかと私は思います。今後、そういうふうな鹿島市だけの振興大会も考えておられるのか、その点をひとつお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

11月10日の開催につきましては、担い手育成推進大会ということで、藤津農業振興協議会の主催ということで予定をいたしております。地域で核となる担い手なくしては鹿島市農業の振興、農村の維持発展というのはできないと考えております。それで、担い手育成推進大会ということで開催をいたしますけれども、鹿島市の農業振興大会という位置づけで、実のあるものとなりますように取り組んでいきたいと思っております。

振興協議会の会長が市長であります。その他の構成団体、鹿島市を含めまして2市1町、それから、農協、農業委員会、県の現地機関という構成員になっておりますので、一緒に勉強をし合って、最後まで実のあるものとなりますようにやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

振興大会につきましては、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、農薬のポジティブリスト制度についてお伺いをしたいと思います。これは平成14年に中国産冷凍ホウレンソウから基準を超過残留農薬が検出をされたことがありまして、食品の安全性に対する消費者の目が厳しくなってきたことが、この制度導入の背景にはあると聞いておりますが、ことしの5月29日施行後は、6月に神戸で中国産スナックエンドウから一律基準0.01ppmを超える0.06ppmの殺菌剤が検出されたということで、これは回収命令が出されたわけですが、また、農家でも基準にない農薬が飛散してくる場合もあると思われ、農家もこの制度については非常に神経質になっておられるようでございますが、このポジティブリスト制度の農家に対する指導、どのように今しておられるのか、今後していかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

制度の周知と対策の徹底のために、JA佐賀みどりにおきまして対策班と相談窓口を設置されております。各部会組織を通じまして制度改正の説明会の開催、生産農家への広報紙の作成配布、各種会議をとらえましての農家への説明指導をいただいております。

具体的な助言とか指導につきましては、農協の対策班へ御相談をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは次に、「食」と「農」の取り組みについてお伺いをしたいと思います。県では「食」と「農」の絆づくりにつきましては、食農教育推進チーム、地産地消推進チーム、都市と農村交流チームをつくって推進をされているようでございますが、これはまず、食農教育についてお伺いをしたいと思います。

県の方では農業者等による保育園、あるいは幼稚園などで農産物の生産過程や食の大切さを伝える出張講座の実施、農業と触れ合う体験農園、農家などに宿泊をして農作業を手伝うワーキングホリデーなどが計画をされておるようでございますが、学校現場では食育、あるいは食農教育、あるいは食教育という言葉が飛び交っているように感じますが、その中身と言葉と目的があいまいなままということもあるんじゃないかと思えます。

これは福岡教育大学の秋永助教授が整理されているのをちょっと見てみますと、食育とは、子供の栄養改善と食を通じての健全育成、食農教育とは、食料を生産する農業の役割や重要性を理解、体験することに主眼を置きながら食生活との関連を図った教育、食教育とは、日常の食生活についての実際的なあり方を主体とした食に対する教育と、こういうふうに整理をされておりますけれども、学校におきまして、この食農教育ということについてどのような指導をされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

橋爪議員の学校における食農教育の実態というお尋ねにお答えをいたしたいと思います。

学校現場におきましては、食農教育につきましては、大きく二つに分類をして教育をしているというところでございます。

まず1点目は、食農教育の普及啓発ということで、小学校5年生での社会科の時間で農業についての教育をしているというところでございます。中身につきましては、日本の農業が国民の食料を確保する重要な役割を果たしていること、また、農家が消費者の需要にこたえ新鮮で良質な農産物を生産し、出荷するためにさまざまな工夫や努力をしていること、主要な食料は国内各地での生産ばかりではなく、外国からの輸入に依存しているものが多数あること、このあたりを教えているところでございます。

また、小学校6年生と中学校2年生の家庭科の時間で、健康を保ち成長していくためには栄養のバランスのとれた食事が重要であること、それから、調理を通じてつくる楽しさや食べる喜びを味わい、食文化について考え、食生活をよりよくしていこうとする態度などについて学んでいるというところでございます。

もう1点、食と農の体験学習ということで学校現場でも取り組んでおるところでございます。小学校の1年生、2年生の生活科で芋やミニトマトなどの栽培や収穫などの農業体験学

習を経験させております。そのほか、総合的な学習の時間を使いまして、田んぼの学校や「オンリーワン」のさが体験活動などを実施いたしまして、それらの活動を通じて農業体験や収穫した作物の調理方法などを教えているということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいま食農教育について御説明いただきましたが、ありがとうございました。

それでは次に、都市と農村の交流について、今、県でもグリーンツーリズム等いろいろ計画されておるようですが、市では都市と農村交流、このことについてはどのように今現在指導しておられるのか、取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

橋爪議員の都市と農村の交流状況についてお答えをいたします。

現在、鹿島市の方で民間団体、もしくは個人さんがやっていたりしゃる団体の御紹介をいたします。

一つは、七浦地区振興会でございますけれども、これは平成16年度からエコツアー等を開催されておられます。16年度には1泊2日の体験型のツアーでございました。18年度でございますけれども、最近では旅行会社と連携をいたしまして、日帰りの体験ツアーをされていらっしゃるようです。現在のところ、7月から8月でございますけれども、4回ほど開催をされて、133名の参加者があったと聞いております。

また、本年度は8月19日でございますけれども、第17回ふれあいガタリンピックが行われております。これは佐賀大学と七浦地区振興会の共催でございまして、佐賀大学と鹿島市との相互協定の一環として、佐賀大学の鹿島干潟環境教育サテライトで行ったものでございます。当日の参加者は15名ほどございまして、午前中は生物の勉強、午後は干潟の体験をされて、時間的に8時から15時ぐらいまでを過ごされておられます。

それから、あと朝日環境教室、これは平成13年度から開催をされておりますけれども、本年度が第6回目ということで聞いております。本年度も32組、約97名の方の参加がされて、4月にやっておられます。これは市内の4公民館で体験宿泊等をなされたと聞いております。

そのほかでは七浦地区の竹本農園さん、この方は個人の農園でございますけれども、体験型の農業といたしまして芋掘りとか大根引き等をなされておられまして、約200名以上の参加があったと聞いております。

それから、浜の富久千代さんでございますけれども、ここでは酒米の田植えから仕込みまでということで、年6回ほどの事業でございますけれども、昨年度は32名の方が参加をされたと聞いておりますので、このような行事を市内の方でやっていらっしゃいますので、これにつきましては市としても協力をしていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

どうもありがとうございました。

先ほど第4次総合計画見直しの中で、水田農業については説明をいただいていたわけですが、やっぱり鹿島の農産物を見てみますと、水田のほかに果樹、野菜、畜産、こういうものがあるわけで、特に園芸作物、果樹、野菜の占める生産高ウエートは非常に高いものがあるわけですが、今、野菜についても、まずまず施設化等で経営が安定をしてくているわけですが、また、果樹についてもそういうことでございましたが、最近、特にミカンの価格が下がりがちで、昨年あたりは非常に収入も少なかったと、こういうことでございます。

それからまた、最近施設については油が高騰いたしまして、施設に使いますA重油、これは一番安いときはリットル35円ぐらいであったわけですが、今年の今ごろが60円に上がったわけですね。現在はリットルで73円と、そういうことで、年間10アール当たり20キロたきますと油だけで反当百四、五十万円かかるということになって、非常に施設も厳しくなっているわけですが、そういう中にちょうど見直しをされておりまして、果樹、野菜、特に園芸作物の今後の見直し、あるいは振興策ということですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

果樹、野菜の振興につきまして、私の方から御答弁を申し上げます。

果樹、野菜につきましては、これまで大きな補助事業であります魅力あるさが園芸農業確立対策事業、たしか今年度で1億円ぐらいの総事業費だったと思います。そういった補助制度を初め、いろんな補助制度を活用して振興を図っているところでございます。

今、いろんな課題とかあると思いますけれども、やはり将来を見据えた品種、それから園地の転換、そういったことを具体的に実践して、やはり次の世代に引き継ぐこと、これを一つの大きな目的として考えなきゃいけないということで、JA佐賀みどり果樹産地協議会、そういったことの設置、それから、野菜の振興についても、普及センターを中心に、もちろん我々関係機関も一緒に連携しますけれども、佐賀県特産物づくりチャレンジ事業、そうい

った事業などにも取り組んでおります。

今後とも厳しい状況ではありますが、第1次産業、当市の基幹産業でございますので、そういった認識のもとで精いっぱい取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

最後に市長にお伺いしたいと思いますけれども、先ほど説明をいただきまして、担い手ですね、認定農業者、あるいは集落営農組織、あるいは法人化、これの集計が大体今年度末で6割ぐらいになるだろうと、こういう説明をいただきましたが、あとの4割はまだなかなか集落営農をできないわけですね。ほとんどが中山間地だろうと思いますが、そういうできていないところ、こういうものを含めての市としての考え方、どのように考えておられるのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど課長の方からも説明いたしました、国が集落営農組織、あるいは法人、こういうものを担い手として、限定と言ったらおかしいですけど、集中的に対象として政策をやっていくということでありまして。それに該当しない地区についてどう考えるかということでありまして、まず、米麦、あるいは大豆を対象にした水田農業に対しまして新しく品目横断的な経営安定対策が出されておりますが、農協、県、あるいは県の現地機関、また各集落の役員の方々、ほか関係者の皆様には、一緒になって新しいこの政策に対応するために大規模農家の皆さんと共存する形で集落営農の組織化のために話し合いをしていただいております。大変な御努力をいただいておりますことに、まずは厚くお礼を申し上げたいと思います。

おかげさまで、先ほども課長の方から申し上げましたが、麦の方では作付面積に対して100%達成というところまで見込みとして持つておるようございまして、担当の方からそういう報告を受けております。

この政策転換といいますか、平成19年度から導入をされる今度の政策は戦後最大の大改革というふうに言われておりますが、日本経済がいわゆるグローバル化する中で、農業も国内にとどまらず、世界を相手にする時代に既になってきております。今回の水田農業についての担い手に限定した支援、そして、集落営農が担い手に位置づけられた経営安定対策というものは国家的な農業政策の立場という観点から見ますと、十分に私もこれは理解をし、支持をしているところであります。

ただ、ただいまの御質問、御指摘のように、市の段階になりますと、政策支援対象にならない、いわゆる農地面積が小規模の集落に対してどうするのか。市長としては、この問題と

次には向かい合わなければなりません。市といたしましては、小規模集落の生活、歴史、あるいは文化を守っていくという立場があります。したがって、集落営農の組織化や認定農業者の育成に取り組む一方で、こうした人たちへ今後どう対応していくか、知恵を絞っていく必要があります。農業、あるいは農村があって、そして、そこに住むことで水や環境、山を保全できることを忘れてはならないと考えております。そういう観点に立って、それでは具体的にどうしていくか、次の大きな課題であるという認識を持ちまして、議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で5番議員の質問を終わります。

次に、20番議員松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。通告いたしました件について質問したいと思いますが、その前に一言だけ発言をさせていただきたいと思いますが、議会の冒頭、市長から長崎新幹線にかかわる問題での報告がありましたが、今、古川知事を先頭に、長崎県などの推進派の異様と言わんばかりの行動にあきれるばかりです。県民の新幹線要らないという声を無視して県費をむだ遣いする知事の態度は許せるものではありません。

私は7月25日、26日、省庁交渉に行きました。毎年、佐賀県くらしを守る共同行動の取り組みで参加をしておりますが、昨年も震度計の設置を約束させるなど、これまでも鹿島市にかかわるだけでも幾つかの成果を生み出してきました。

さて、ことしも乳幼児医療費無料制度の実現を初め、いろんな県民の要求を掲げて、財務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省など交渉に参加をしましたが、特に、国土交通省にはJR長崎本線を今のまま存続させるべきという立場で行きました。国交省は今は着工の条件がそろいのを待っていると言います。そして、関係自治体すべての同意がないと着工しないとした、昨年、国土交通委員会で日本共産党の仁比聡平参議院議員にした大臣と鉄道局長の答弁は必ず守るという発言でした。また、通産省が出した資料の中で交通マップからJR長崎本線がなくなり、新幹線ルートが載っていたことについては、これは通産省の問題だとみずからのみを守るに必死の発言を続けた国土交通省でした。推進派の中には、国策だから反対してもどうにもならないという人がいますが、これは国策ではないわけです。新幹線は国策だけど、整備新幹線は国策でない。地元からの要求、このことを正しく伝えていくべきだと思います。

ちなみに、このたびのアンケートによれば、経営分離反対が鹿島市で87.5%、新幹線建設反対が90%という結果が出ました。佐賀市のアンケートでも反対が69.1%、賛成が11.3%というような結果が出されております。今、県内各地の自治体で日本共産党の議員がアンケート調査などをしておりますが、そういう結果も次々と出ておりますので、さらにこのこと

報告も続けていきたいと思えます。

本題に入っていきたいと思えます。

私は7月から市民の皆様方に、皆さんのいろいろな意見を聞くためにアンケートをお配りしてきました。ほぼ1万世帯に配って、少し残された地域もありますが、そういう中で、500弱の回答が今返っております。非常に特徴的です。これまでこんなに返ってきたことは余りありませんでした。何なのかということで私もいろいろ検証しておりますが、新幹線に対する関心の問題、それから、今日のこの大変な状況の中で何とかしてもらいたいという多くの皆さん方のその気持ちがこういう形で出てきたと思えます。そして、ただ単に丸をつけていただくというだけでなく、みずから書き込みをたくさんしてくださったということも非常に特徴的でした。それもいろんな多面にわたってです。一番多かったのは、やっぱり新幹線の問題です。

例えば、いろいろありますが、「現実では老人は人間的な生活をしていないような気がします。老人施設に税金を使ってほしい」。それから、「国民がわかりやすい政治をしてもらいたい」、「年金生活者のことをよく考えるべきだ」など載っています。それから、「苦しいです。私の実家では休みにバスがないので、家族が困っています。早く何とかしてほしい。古川知事はやめてください」、こういうことも書かれております。それから、「合併浄化槽の清掃に費用がかかり過ぎます」というような声、それから、若いお母さんですね、「私は現在22歳の2児の母です。まだまだ子供もたくさん欲しいのですが、正直生活に困っているので、自分たちの老後のことなど考えていると、これ以上子供を産むことができません。鹿島には新しい会社も余りなく、私みたいに一たん子育てに専念する人たちが社会復帰する場所さえ限られています。主人の転職さえ見つからない状態です。私たちみたいに小さい子供がいる家庭や障害者の方に向けた職場があってほしいです」、これは20代の主婦の方ですね。それから、「新幹線は絶対に必要ないです」。それから、「医療、介護、教育などは地方にゆだねられようとしています。全国一律のサービスなど、負担であるべきだと思います。国庫負担率は現在より下げるべきでないと思います。財源問題から年金や医療、介護の改革が行われようとしています、一定の国の負担を要望します」というようなことですね。それから、「労働基準を守らない企業を徹底して指導されるよう労働基準局に働きかけてください。毎日朝6時から仕事をして、夜10時になっても超勤も一切出ない。土曜日でも9時まで働いては、若い人は子供も産めません。妊娠したらやめるより仕方ない現状です」。

いっぱいあります。200近い項目が書き込まれ、読んでおりましたらこれで時間が終わると思えますので、本題に入っていきたいと思えますが、そういう中から要求の高かった問題を今回は取り上げてみました。一番アンケートで多かったのは、やっぱり介護保険料と利用料の問題で引き下げてほしいということが非常に多かったですね。それと、国保税の引き下げ、若者に雇用の場をとというようなことが非常に市民全体の大きな要求となっています。

まず、介護保険の問題ですけど、保険料のことがね——ちょっとあらちこちらにいく可能性がありますが、お許してください。

今回、介護保険料の値上げがあったわけですが、本当に異常なものだったと思います。特に、杵藤地区広域市町村圏組合関係は県内でも最高の値上がりという事態になりました。この原因は何でしょうか。考えられるのは、高齢者がふえることでサービス利用がふえるということ、それに加えて、これまで国と自治体の税金で行ってきた介護予防に関する事業を地域支援事業として介護保険の中に再編吸収したことによる国の公的責任の後退の影響があるとも言われています。しかも、最も大きな理由は、介護保険の導入時に公的介護の費用に占める国庫負担の割合を50%から25%にしたことにあります。高齢者の負担を軽減するために介護保険の給付費に占める国庫負担の割合を25%から30%に引き上げ、段階的には50%に戻させなくてはならないと、日本共産党は今、国会に求め続けています。

ここでお尋ねをしたいと思いますが、介護保険料を決めることについては、市で決めるほかの税金の税率改正のように、私たち鹿島市議会議員が議会で審議をするのは、もちろん決定権もないわけです。しかし、この大変な中で鹿島市の皆さんが少しでも安心できるように、せめて低所得者の人たちに対しては保険料の全額免除、収入による一律の減免を一般財源から繰り入れても私は今やらなくてはならないと思います。既に何らかの形で軽減や減免の措置をとられている分もあるの难道うかと思いますが、私はそのところがわかりませんので、そういう事態が今あるのかどうか。そして、今私が申しあげましたように、免除をしていく、減免をしていくということで一般財源から繰り入れても取り組んでいくということについてのお考えをお聞かせください。

次に、税金の問題ですがね、年金暮らしの高齢者の所得や住民税が増税となり、納税通知書が各家庭に届けられてから、何でこんなに税金が上がったのか、計算の間違いではなかでしょうかなど、声がかかってきました。3倍にもなっている人なども私のところにおいてになりましたが、本当に怒りの声といいますかね、問い合わせが立て続けました。「しんぶん赤旗」などでは高齢者の人が10倍に上がったという報道もされましたが、本当にその後、いろんな人に聞いてみますと、3倍どころか5倍になったばいという方もあるわけですね。

話に聞きますと、市の税務課にもこれまでに多く問い合わせなどが来たと言われています。どれくらいの方がおいでになったんですかねと聞いたんですが、ちょっと統計はとっていませんということでしたがね、本当に値上がりしてしかりだなと思いますが、ちょっとここに私も一つの税のどのようになってきたかというのを持っていますが、これは夫が65歳以上の年金暮らしで収入が4,000千円、奥さんが年齢70歳以上、所得がない。社会保険で180千円という人ですが、この人が年金収入が17年度で4,000千円、18年度で4,000千円、同じですね。それに公的年金控除額が、65歳以上の者の公的年金に係る雑所得の計算方法というのが変わって、何とそこでマイナス375千円となっているわけですね。それから、最

も大きい控除関係ですが、御存じのように、老年者控除480千円が丸々廃止ですね。こういう状況になって、つまり課税所得金額が17年度は880千円だったのが1,735千円、つまり855千円の課税所得がふえたというわけですね。税金がどうなったかという、年額41,400円だったのが84,100円、つまり42,700円値上げですね。こういう状況ですから、本当に皆さんから悲鳴が出るのは当然だと思います。

先ほど言いましたように、480千円の老年者控除廃止ですね。それから、雑所得の計算方法の改正、大幅に上がる事態となるのは当然のことというのが出ているわけです。さらに、国保税や介護保険税などの値上げにより大幅な集合税の値上げになったわけです。

このような事態はもちろん鹿島市だけではなく、全国的傾向ですね。県内でも同じようなことがいっぱいあるようですが、県内のある自治体では、びっくりしました。立て続く苦情や問い合わせの電話で、ある市ではコードレスのバッテリーが切れたそうです。本当に握りっ放しだそうですね。それから、常時間問い合わせや苦情などで毎日50人ぐらいの人が並ぶ状態だったと、そういう市もあったということですよ。

これは国において、自民・公明党が強行した住民税増税と、それに伴う国保税、介護保険税の値上げが原因であることは明らかなわけです。私たち日本共産党は政府に対して増税中止を求めるとともに、負担を軽減させることを呼びかけてきました。7月22日、「しんぶん赤旗」は「高齢者の暮らしを守る 現行制度でもこれだけある軽減策」という記事を報道しました。きょうも皆様のお手元にお配りしていると思いますが、このチラシですね。これは「赤旗」に載ったのをそのまま私が「かしま民報」として編集をし直したわけですが、私は市民の方にちょうどアンケートを配っておりましたので、これをアンケートと一緒に配りました。もちろんそれまでに配り終えたところにはまだ届いておりませんが、これを全部読み上げると時間がかかりますので読みませんので、きょう皆さんにお手元に配らせていただきましたがね、この記事を読んだ方から、「このようなことができるとは知らなかった。教えてもらってよかった」と。また、ある人は「医療費は100千円以上とっていたら、所得の5%でもよいということを知りました」というような声なども直接アンケートに書かれて返ってきました。

このような制度の活用は当然であるわけですが、だれもが十分に知らずにいるのが現状です。正直言いまして、幾つか私も知った分もありましたが、知らない分もありました。私は市民に対して、このような制度の徹底をすべきだと思いますが、そういう取り組みがされているのかどうか、まず、その辺についてお尋ねをします。

あとについては、あとの質問で行いたいと思います。

次に、介護保険の問題に行きましょう。

ことし4月から介護保険は介護の認定が変わりました。これによって、お年寄りの介護サービスに大きな変化が生まれてきています。一番多いのは、やはりそのためにサービスの利

用を減らしたということですね。私も何人かから聞いておりますが、例えば、デイサービスへ行く回数を減らした、自宅に来てもらう回数を減らしたなどです。特に、改正の大きな違いは、要介護1から5と要支援だったのが、要介護1から5と要支援1から2と変わったことです。特に、要支援1、2に新たな人たちが入ってくるというのなら話はわかりますが、これまで要介護1から3の人を要支援1、2に振り分ける指導を国がしているというわけですね。それに結局取り組んでいかなければいけないということですが、まず、鹿島市においては国の指導のような取り組みでやってきているのか。そして、その影響が利用者にとどのようにならわってきているのか、まず、そこのところをお尋ねします。

次に、雇用の問題と失業対策の問題で質問します。

今回行ったアンケート調査の中で、若者に雇用の場をというものが35.1%、企業誘致の推進が34.6%、失業対策の強化が22.6%と出て、非常に高いところにあります。また、直接アンケートに書かれた意見の中にも雇用問題など多くありました。これまでも私のところに相談に来られる人の中には、就職、失業問題はかなりのものでした。担当課も御存じだと思いますが、県外や市外で就職していた人がリストラなどでふるさとに帰ってきたが、仕事がないということで遊んでいるしかないという人や、またもとのところに戻っていったというような人の話も聞きます。また、仕事がないから帰ってこられないという声もよく聞くようになりました。

まず、働く場所がないということが大きな問題です。もちろんこれは鹿島市だけが今特殊な問題ではないということもわかります。しかし、それにしても余りにも働く場所が少ないわけです。例えば、これまでも大型店が来てもすぐなくなるなどの繰り返しの中で、そこに働く人たち、途端に職をなくして生活できない目に遭うんです。今度の議会の冒頭、市長から新たな企業が来ること、また、既に片山畜産が工場の建設を進めていることの報告がありました。これで少しでも雇用の場ができることでよかったなとも思いますが、今、私たちが考えていかななくてはいけないのは、既存の企業など見ると、そこに働く人たちが本当に安心して働ける状態にあるかということも私は非常に大事なことではないかと思えます。

雇用と労働条件の問題は、今、大きな社会問題です。臨時、出向社員、正規の社員として働いている人たちはわずかです。そして、そのような人の中には、労働時間もまちまち、3時間から4時間、ひどいところでは2時間程度というところもあるようです。かと思えば、何の保障もない、超過勤務手当もなく長時間労働というありさまです。さらに、賃金も安く、生活できる賃金を得るためには幾つかの職場を駆け回る人もいます。職安なんかで紹介され、条件も何とかと思って行けば、全く違っていったというのがほとんどだと聞きます。このような現状ですから、若者は結婚もできないと言います。また、結婚している人は子供も産めないと言います。そのことはアンケートの中にもはっきりと書かれています。先ほどちょっと読みましたね。毎日6時から仕事して、夜10時になっても超過勤務も一切出ないというよう

な、こういう状況が書かれておりますが、本当に幾つかそういう部類のありましたかね、このような状況の中で今働いているわけです。何の保障もないため、病気にでもなったら、それこそ大変な状況です。

私は働く人が安心して働き、生活できる賃金の保障がどうしても必要だと思いますが、今、鹿島市に本当にそのように保障されて働いている正規雇用の人たちがどれくらいいらっしゃるのか。また、そうでない人たちですね、例えば、アルバイト、パート、契約社員、派遣社員、臨時、出向社員などいろいろいらっしゃるわけですが、非正規雇用で働いている人たちがどれくらいいらっしゃるかということをもまず冒頭お尋ねをしたいと思います。

次に、障害者の問題ですね。障害者自立支援法が10月から本格施行になります。既に4月から原則1割の応益負担が導入されています。大幅な利用者負担増による施設からの退所者や報酬の激減により施設経営の悪化など、全国的にも深刻な問題が多くあると報道されています。鹿島市においても、障害者を家族に持つ数人の方から直接お話を聞きましたが、やはり一番大変なのは1割負担だそうです。本当にきついですよとおっしゃっています。また、アンケートにも書かれたように、負担のために退所する人もあるということです。ここにそのことが書かれて、私は鹿島でどういう実態かよくつかんでおりませんでした。例えば、こういうことを書かれております。「自立支援法について、私には子供がありますが、昨年まで数千円で済んでいた施設費が40千円近く払うようになりました。本当に弱い者いじめです。また、施設を途中でやめてしまわれる子供さんもおられます。かわいそうに思われ、私たちも心配したり不安に思っております」、これは40代の女性の方ですがね、こういう声が書かれております。

このような問題は全国的な情勢ではありますが、鹿島市においては、4月から今日まで利用者負担増による退所者、また、利用抑制の事態が現実的に出てきたのかどうか、4月から障害者の現状調査がされているのか、どういう状況にあるのか、まず、その点についてお尋ねをしたいと思います。

1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

20番議員の1点目の質問にお答えをしたいと思います。

2点ほどあったと思いますけれども、まず、1点目が市の一般財源を投入してでも鹿島市独自に減免制度を確立できないかというような御質問だったと思います。

その前に、今回の介護保険の41%ほど改定をしておりますけれども、その原因は何かというような質問もあったろうかと思っておりますけれども、この点を含めてお答えをしてみたいというふうに思います。

まず、今回の大幅改定の原因ですけれども、これは皆さんもう御承知だと思いますけれども、介護保険が12年度から始まりまして、昨年までで5年間を経過するということになっております。その間に利用者、介護保険の認定者、あるいは受給者が広域全体で見ますと、平成12年度末で5,709人あったものが、平成17年度末で7,854人ですね。これが認定者がそういうふうになってきております。4割以上ふえているんじゃないかというふうに思いますけれども、それからもう一つ、実際に認定を受けてサービスを受けられる受給者数、これが12年度末で4,355人、それから、17年度末で6,115人というふうになっております。

こういうふうに大きくふえてきたのは、一つは、高齢化率がだんだん高くなっているということですね。これに伴って給付費も同じぐらいに40%ほど増加をしております。全体的に言いますと、平成12年当初が81億円あったのが、17年度の決算を見ますと116億円になっております。こういうふうにご利用者、それから、給付費自体が伸びてきたというのが改定の大きな原因です。

それから、もう一つあったのが、当初からですけれども、県の方から資金を借り受けて、その借入れ残高が約450,000千円ほどあっております。今回の改定の中にその450,000千円、累積赤字の分を加えたというようなことがございまして、そういうふうな改定率になっております。

それから、介護保険の財源構成でございますけれども、現在の財源構成、平成18年度で若干今までは変わっておりますけれども、その財源構成について御説明を申し上げます。

まず、施設等の給付費、その分が国が20%、これは去年までは25%やったですけれども、5%分は県の方に移譲をされております。その関係で20%になっております。それから、先ほど言いましたように県の方に移譲になっておりますから、県が17.5%、これが去年までですと12.5%という形になっております。それから、市町村が12.5%、それから、2号被保険者の保険料が31%、これは支払基金交付金という形で社会保険庁の方から来るとは思いますけれども、これが31%、1号被保険者、これが65歳以上の保険料としていただく分ですね、これが19%というふうになっております。それからもう一つ、居宅給付費に係る分、これが国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%、2号被保険者が31%、1号被保険者19%というふうな形になってきております。

それから、介護予防事業がことしから入っておりますけれども、介護予防事業に係る財源構成につきましては、先ほど言いました居宅給付費の財源構成に同じでございます。それから、包括的支援事業と入院事業に係る分ですけれども、これは国が40.5%、県が20.25%、市町村が20.25%、1号被保険者が19%というふうな構成になっております。

それで、こういうものを見ながら第3期の杵藤地区の事業計画を見ますと、1号被保険者19%と言いましたですね、各費目とも。それが16.72%ぐらいになっております、実行税率としてはですね。これはなぜかといいますと、国の方で調整交付金というのがござい

す。国20%ですけれども、あと5%は調整と。ことしは県の方にそれが一部移行しておりますけれども、その関係で、それは調整交付金というのは、その地域の所得水準とか、あるいは高齢化率、こちら辺を参酌しながら国が配分をするわけですけれども、それが加わって本来であれば標準であれば19%のところは保険料は16.72%でいいと、それだけ負担が少なくなっております。そのかわり、その分、国、県の負担が若干多くなっていると。国で言いますと、通常は25%ですけれども、実際来るのは27%程度来ているという形になっております。

（「細かい説明は要らんとですよ」と呼ぶ者あり）あぁ、そうですか。（「最初に言うたでしょう。肝心なところ、今、負担が大変と、そういう実感があるわけです。それに対して何とかせろということ、そこをずばり答えてください」と呼ぶ者あり）

議員も御存じのとおり、この介護保険というのは広域圏でこの保険を運営するというふうになっております。それで、市独自の一般財源をつぎ込んで減免制度ができないかということは、現状としては非常に難しいだろうというふうに考えております。

それで、現在、杵藤地区広域市町村圏組合で減免の対象者というのが、減免制度もあります。最高5割ですね。一定の要件を満たせば、かかった保険料の5割までは減免をするという制度もございます。

それから、2点目の鹿島市の今度の改正によって、従来の要支援が要支援1と2に分かれております。それから、国の指導によりますと、要介護1、これの半分程度を結局機能回復訓練、こういうものを組み込みながら、この機能回復訓練というのは、そういう機能回復訓練をやれば介護度がずっと低くなるだろうというようなことで認定審査会で審査するわけです。そういう方たちは、そういうメニューをこなすわけですね。そういう形で介護度を少しでも下げようというふうな仕組みになっております。

これは何かといいますと、介護保険そのものが、法の目的が自立した生活ができるように、この介護保険制度で援助をしようというのが法の一番の目的でございます。そういうことで、今回こういう制度になってきたということでございます。

以上です。（「答弁の人はね、余分な分はよかです。答弁する方も大変でしょう。質問したことだけに答えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

国民健康保険税を初めとする税の控除等について、市民に対してどのようにPRをしているかというふうなことの御質問だと思いますけれども、現状としては各種控除等につきましては、申告書を2月上旬ぐらいに配布をいたすわけですけれども、その中に記載要領等を同封いたして、まずはPRをしております。それと、申告の受け付けをいたす時点で、我々と

しては昨年のデータを持っておりますので、昨年まで障害者控除、それから、寡婦控除等々を受けておられる方については、こちらの方からお尋ねをして、できるだけ控除を受けられる資格がある方については受けていただくというふうなことでやっているところです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の鹿島市内の非正規と正規についての数ということでございますので、お答えをいたします。

これをするために、これを雇用保険の区分によって分けをいたしております。雇用保険の短時間以外を正規雇用であろう、それから、短時間が非正規に該当するだろうということで、鹿島のハローワーク管内全体で集計した分でございますけれども、それで見ますと、正規雇用該当者が1万3,825名、それから、非正規雇用該当者が601人ということで、これはハローワークの鹿島管内でございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは障害者の問題についてお答えをさせていただきます。

まず、現状をちゃんと把握をしているかということでございますが、当然、私たちは資料としてつかんでおります。これは鹿島市におきまして、利用者負担額を障害者自立支援法の施行前と後と比較をいたしました数字ですが、その分につきまして、この数字というのは身体、知的、精神の3障害のすべての利用者の方の法施行前の3月分と施行後の7月分を単純に比較した数字でございますが、施設入所者で月額37,300円だったものが52,200円に増加をしております。それから、通所、居宅でサービス利用を受けておられる方が月額700円だったものが7,200円にそれぞれ負担増となっております。

それから、退所者の状況はどうかということでございますが、私たちが現在つかんでいる範囲でお答えをいたしますが、施設入所者での退所者が1名、それから、居宅での利用をされておられた方で利用を中止されたという方が2名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

介護保険の4番のどのように変化があったかということに答えていませんね。

○議長（小池幸照君）

答弁漏れがありますか。

○20番（松尾征子君） 続

介護保険が結局、要介護1から5と要支援だったのが要介護1から5と要支援1、2に変わったわけで、市の動向はどうだったのかということ。肝心なところなんです。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

サービスを開始してから6カ月たってから、またケアプランの作成をするわけですが、そこで介護度が重くなったり、下がったりするわけですね。その6カ月というタイムラグがありますので、その人数については現在のところはっきりした数字はつかんでおりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それではまず、介護保険料の問題でお尋ねをしたいと思いますが、ただいまの私の質問の中で、一般財源から繰り入れてでも免除をすべきだということを申し上げましたら、今の時点では難しいという回答ですね。何がどう難しいのか。難しいということは、やろうとすればできんことはなかわけですね。やれませんかと言うぎ、やれんわけですが、難しいという言葉が返ってきた。じゃ、どのように難しいのか、その辺具体的に。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

たしか厳しいという言葉を使ったですかね。そういうふうに言ったと思いますけれども、先ほども言いましたように、この介護保険制度自体、この運営主体はどこかといいますと、これは広域圏でやっているわけですね。そういう中で、この介護保険制度の料金という根幹にかかわる分ですから、これを鹿島市独自で一般財源でやられるのかというのは非常に厳しいところがあるだろうというふうに考えますので、そういうお答えをしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

厳しいところがあるだろうということで、そのようにお答えをしています、そのところははっきりせんといかんですよ。できないのか。先ほども言ったように、厳しいとか難しいという言葉は、やれるんだけど、そうだと。その辺どうですか。はっきりできんのならでき

ん、じゃ、どうしてできんのか。やらんといかんと思っても難しい、じゃ、どうしてかと、そうなると思いますよ。そこを明らかにしないと、先に私は進めません。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

介護保険の趣旨から言いますと、先ほど言いましたように、保険料を決めるのは、これは広域圏の議会の中で決めるわけですね。そいぎ、その保険料を減免するという形になってきますですね。そういうことで、非常に厳しいだろうというふうに思っております。ただ、それはよく検討してみないと、法的なことですので、よく検討してみないと、はっきりした答えは言えないんですね、できるとかできんとかですね。ただ、そういう厳しいという感触を持っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かにこの問題は広域圏組合の方でやられるわけで、先ほども私も申しましたように、私たち自体もこの税率に関して審議をすることもできないわけですね。決定もできない。ただ、国会の中でははっきりしている分があると思います。これは2002年、つまりこれまでもいろいろ言われてきましたね。減免はできないとか、いろいろ言われてきましたが、それに対して、それは単なる助言で、自治体がそれに従うべき義務はないということを当時の坂口厚生労働大臣がはっきりおっしゃっているんですよ。2002年3月19日、これの質問をしたのは、この議会の中にも同級生がいらっしゃいますよ、森田峰敏議員。井上美代参議院議員でしたね、当時。この方がこのことで質問しているんですよ。このとき、はっきりと自治体ができないということに従うことじゃないと。三つの原則ということも御存じだと思いますからいろいろ言いませんが、自治体の中で三つの原則を乗り越えてやるというところも100幾つあるわけで、それでもなおかつそこを乗り越えてやるということは、私たちの言うことからはみ出しているからそれは絶対だめだ、やめろとまで私たちは言っていないとはっきり答弁してあるね。

ということは、幾ら組合のあれであろうと、自治体はその気になればできるというふうに私は解釈すべきです。そういう中で、やっぱり今、この介護保険料に対してはほとんどの人たちがこの異常な値上げについては悲鳴を上げているんですよ。特に、同じ佐賀県に住んでいるながら、こんなにも違うのかと。それだけ杵藤地区はサービスが進んでいますよと言えばそれまでかもわかりませんが、確かに高齢化も進んでいるような中ですから、そういうふうになるとは思います、非常に異常です。

そういうことですから、私は何らかの形でこれにこたえていく必要があると思います。市

長、いかがでしょうか、この問題についてお答えください。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

保険料が非常に高いというのは、これはそういう市民からのいろいろな苦情があっているということは私も承知をしております。今回、県下で一番高くなったわけですからですね。

それで、先ほどの減免の件なんですけどね、議員がおっしゃる減免は国が指導を出したわけですね、全額減免してしまうより、ゼロにするぎいかんよとか出しておるわけですね。そいじゃなくて、そのことじゃなくて、結局、介護保険の運営主体が広域圏なんですね。広域圏の中で保険料が決められるわけです。そいぎ、市と広域圏の関係ですよ。そういう中で、うち独自で介護保険料というのを減免制度をつくられるかということなんですね。こう考えてみますと、私の知識の中から考えますと、非常にそれは法的に厳しかとやなかろうかと。はっきりわかりませんよ、研究してみないと。そういうことです。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

松尾議員の介護保険料の件について、市独自で軽減できないかということについてお答えをいたします。

もちろん今課長が申しますように、介護保険というのは保険でございます。社会保険ということで、被保険者の皆さんから保険料をいただいて、そして、ある一定の公費を負担しているわけでございます。その中で、今回いろいろ算定した上で本当に高額な保険料になっております。ただ、この保険料については、保険財政、この介護保険を運営する上ではどうしても必要な部分でございます。ただ、低所得者等に対しましては本当に厳しい面がございますが、この中にも介護保険料の減免という制度はございますが、今、岩田課長が申しましたけれども、こういう減免制度自体、皆さん本当に御存じかどうかという危惧もございます。いろいろなPRはしておりますが、本当に該当される方、適正にこの軽減分、保険料の減免、ほかには保険料以外についても利用料の減免、軽減、そういう制度はございますので、今ある制度を十分適正に運用していただけるようなPR、そういうこともしていかなきゃならないと考えております。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これからももっと経営は大変になっていく見通しがあるわけですね。そういうときに、大

変だから、保険制度だからお互いにやっつけていかんといかんというのは、これはそれこそどうなのかね、不安ですよ。かといって、これだけなかけん、私は納めんでいっちょきたかと思っても年金から引かれるけんですね、何かの税金のごと滞納するわけいかん。嫌でも本当に強制的ですよ、引かれていくわけね。ですから、この辺については、私たちがどうやっていかんといかんのか、本当に基本的に考えんといかんと思いますが、もう1点ね、こういう状況になったときに、そのしわ寄せが来るのはいつも市民ですよ、国民ですよ。私は冒頭申し上げましたよね。もともと50%を国が出していたのを25%に削ってきたというね、この大きな要因があるわけで、私はやはりこの辺についての、私たち議会もそうせざるを得んでしょし、執行部としても、国にもとに戻すという運動もやっぱり私たちが大きく広げていかんといかんということを思います。

先ほど部長の方から今ある制度をPRしながらどう生かしていくかということ、やっぱり今そこは急がなくちゃいけないと思います。だから、今の時点でもそういう洗い直しをして、こういうのがありますよと言ったって、なかなかわかりにくいわけですよ。だから、ぜひお願いをしたいと思います。

もう1点、このことでお尋ねをしますが、ここの広域市町村圏組合の管理者は武雄の市長さんですよ。実はうちと一緒に市長選挙がありました。武雄の市長さんの公約の大きな一つに、私は介護保険料を引き下げますということをおっしゃっているんですよ。これははっきり多くの方が聞いているんですよ。私も武雄にずっとおりましたので聞いておりましたが、その後、組合議会の中でそれにかかわる問題を一つでも武雄の市長が発言をされたのかどうか、そういう動きをされているのかどうか。これは私たちも見守る、大いに——ことがあると思いますがね、その辺について、笑い事じゃないんですよ。彼が本当にお約束を実現するのなら、こここのところからやるべきですがね、その辺、動きはどうですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどからの御質問とただいまの御質問とあわせてお答えをいたしますが、まず、ただいまの御質問に対してですが、武雄市長さんがどういう考えでそういうことを言っておられたのか、全く私は存じ上げませんし、また、そういうことを広域圏の組合で提案をされたこともございません。

一つ、この介護保険を広域でやっているわけでありましたが、今年度から確かに佐賀県では一番高くなりました。ただ、この分については、この仕組みの中に要因が一つは潜んでおります。それは保険ですから、公的に公的資金を拠出する分と、それから、個人個人のいわゆる被保険者が拠出する分、支払う分といいますか、それがあわけですが、結局この介護保険の会計の歳出はほとんどが給付費です。したがって、その給付費に見合うだけの保険

料になっているか、あるいは保険料を超えない給付費でおさまっているか、こういうことが介護保険会計の一番のポイントであります。

そういうことで、実は先ほどちょっと課長の方で触れましたが、4億円の県からの借り入れがあったと。それを今回の値上げの分に含み、その前年度までの県からの借り入れ分も今回の値上げをすることによって借金払いをしていくということを説明いたしましたが、つまり昨年度までは保険料に見合う給付額であったらよかったんでありますが、給付額の方が累計4億円上回ったわけですね。これは保険の制度から言いますと、つまり給付額に対して保険者は4億円分少なく払っていてよかったということです、言い直せば。それが今年度以降の保険料に上乘せになったもんですから、今年度以降の給付と保険料のバランス以上に保険料が高くなってしまっていると、こういう状況ですので、この点はひとつ御理解を賜っておきたいというふうに思います。

それで、広域圏と鹿島市の関係であります。先ほど言いましたように、これは広域圏で運営をしております。そして、この制度自体を広域圏でやっているわけですが、鹿島市だけの問題ではないと思います。先ほどの武雄市長の公約云々の話もありましたが、これをやってしまいますと、各市町ばらばらの保険料でいいということになってしまいますので、広域圏でやっている介護保険の運営というもの、これが大きくバランスが崩れていくんじゃないかなろうかと。もちろん正直に申しまして、本音の部分として、これは正直に申し上げますが、鹿島市の財政問題もあります。そういうもろもろのことで、それは鹿島市だけの減免制度ということになりますと、甚だ厳しいかなというふうに思っております。

それから、先ほど来御質問がっておりますが、例えば税金ですね、あるいは利用者の負担増、税金のアップ、負担増、こういうものは国の制度として増税の方に向かっていきます。その増税分を市なり町村でカバーをしなければいけない、あるいは補てんをするということになると非常に厳しいことでもありますので、あくまでもやっぱり国の政策の中で決定をされたことは国の政策としてそういうことをしてくれるなど、我々も皆さん方と一緒に国に対する要望をしていくと。そういう中で、市でできる分についてはやりますが、なかなか市の方も今財政的に大変ですので、そういうものになかなか応じ切れないということでもあります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これをしよったら、これだけで終わりますので、次に移りますがね……

○議長（小池幸照君）

松尾議員、そしたら、午前中はこれで。

○20番（松尾征子君） 続

ああ、はい。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

なお、松尾議員の持ち時間が非常に少なくなっておりますので、質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

という議長のお話ですが、実のある答弁をお願いしたいと思います。簡潔で結構ですので。税金の問題ですが、先ほど本当に簡潔にずばりお答えいただきましたが、確かに申請書をいただくときには税務署から来るような中に、こういうので減免できるとかあります。なかなかわかりませんね。ですから、私は、もっとやっぱりわかりやすい形で、独自で市民にアピールしたって、そういう制度を生かしてもらいたいと思うんですよ。

例えば、お手元に配りましたが、こういうふうにしてやっぱりわかりやすい形で、これはほかのいろんな国保税の問題だ何だとあると思いますが、こういう形の市民へのアピールとこのを出していただきたいなど。よければ、これを鹿島市として出してもらっても結構ですがね。——いや本当、せっかくですからね、ある制度を後で、あら、ぎゃんとあつたとやではやっぱり大変なんですよね。だから、ぜひそういう形のを私はお願いをしたいと思います。

それから、お尋ねをしますが、今軽減策をいろいろ出しましたが、こういう納付書をもってから、ああ、こういうのがあつたからということで申請を再度するとなりますと、この期限というのがですよ、定められているのでしょうか。いつでも、例えば今気づいたからね、例えばここで障害者の人たちが寝たきりで介護をしとつとは減税の対象になるけんが、そいぎ、うちも出そうかというたとき、きょう私が言うたとば聞いて、お願いしますと来て、あした受け付けてもらえるのか、その辺の期限的なものはどうなんですか、そのところをちよつと教えてください。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

1回申告をされて、後で気づかれて、寡婦控除とか障害者控除が該当するというようなことで、修正申告という制度はあります。それで、その期限がですね、済みません、3年か5

年かどちらかでした。済みませんけれども、後で正式に御回答したいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ということでしたら、例えば、ことし来ている分がね、今気づいたら、今おたくに行けば修正申告を受け付けていただくと理解してございますね。——はい。うなずいていらっしゃると思いますので、そういうことです。市民の皆さん、気づかれた方はすぐやっていただきたいと思います。

それと、税金は、これから高齢者だけでなく、一般の人にも大幅に増税をされていくということが今の税制の中で明らかになっているわけですね。ですから、先ほどから申し上げておりますように、制度自体を変えていくということが本当に大事、増税を抑えていくということが大事ですが、なかなか今の政府がやってくれないという中で、やっぱりその制度を大いに活用するというのは大事だと思います。

ちなみに、一般の人たちがどんなに上がるか、ちょっと税務課で計算してもらいましたから間違いないと思いますが、これは単身で扶養なしの単純なところでいきましたが、例えば、所得の2,450千円の人が、17年度で総額498千円の税金が、19年度には652,100円になるというような計算ですね。これは所得がですよ。それから、2,660千円ぐらいの人が543千円ぐらいの税金が、19年度には711千円になり、167千円も上がるんですからね。それから、2,850千円ぐらいの所得の人が、今589,800円ぐらいですね。それが174,700円も19年には上がると、これずっと細かく計算されておりますから、実はきょうコピーして持ってきたんですが、ちょっとそこまで手が届きませんでしたので、一応数字的に読み上げておりますが、このように市民全体も変わっていく。これは定率減税が全面廃止になるとか、税制改正とかありますから、こういうふうになっていくわけで、さらには消費税の増税なんかも今計画をされているわけでね。私たちはこういうのを見ますと、本当に収入がもう今の状況の中で、こういうふうになっていくとなりますと、もう生活できないと、そういうのが目に見えてくるわけですよ。だから、納める分は納めんといかんですよ。しかし、法で定められたそういう減税の問題だとか、免除の問題だとかいうのがありますから、そのところは徹底して市民に知らせていただいて、そして、皆さんたちが不公平なことがないように、そのことを私はお願いしたいと思います。再度わかりやすい形で、減免される、免除されるようなお知らせをするということを取り組んでいただくことをはっきりここで言明をしていただきたい。課長どうぞ。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

先ほど松尾議員が17年度と19年度の税額の差を申し上げられましたけれども、それにつきましては、6月議会のときに税制改正をお願いしておりますけれども、その分については、あくまでも定率減税の廃止の部分もありますけれども、住民税と所得税のフラット化、所得税から住民税への税源移譲に伴う税制改正がほとんどの部分を占めておりますので、所得税と住民税トータルで考えれば、そんなに差は出てこないというふうなことを申し添えておきたいというふうに思います。

それから、先ほど各種税の控除等については、十分にPR等を行っていくようにというふうな御指摘ですけれども、今我々のところで考えているのが、障害者控除等々については、その申請をされるときには、手帳等を手続をして、すべて完了されるときにはその手帳等を持った上での恩典税制についてもいろいろありますし、それから、ほかの面でも優遇措置があると思いますので、そういうものを簡潔にまとめて、チラシ等を作成して、その場でお知らせをしていきたいということをまず第1点考えております。

それともう一つは、先ほども申しましたように、申告のときに我々担当者の方で昨年のデータ、いろんなデータを持っておりますので、その時点で障害者控除、寡婦控除等々について該当がされるであろうという人については、こちらの方から助言なりを申し上げておりますので、ほとんどの方については、漏れが現在もないというふうに認識しております。

ただ、いずれにしても、今御指摘のような、今後ともPRには十分に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

あなたたちが悪いんじゃないですから、そんな釈明したようなことを言わんでいいんですよ。市県民税の云々でさほど変わりませんと。現実的に17年度と19年度で153,600円上がるというのは事実、数字で示しているんですからね。さほど変わらないと、変わるんですよ。100円でん1千円でん上がっぎ、上がるわけですから。だから、そのところはもうそれでいいです。そういう現状ですよ、上がるのは事実でしょう。それはそれでいいです。

今そういうことをおっしゃっていただきましたので、ぜひ取り組んでいただくということ、それから、指導にしても徹底した指導をお願いしたいと思います。

本当ですね、今税務課の実態を見ていますと、人数も大変な中で、いろんな苦情を受け付けたりなんかというのも大変だと思いますが、やっぱりその辺から市民サービス向上というものもあるんじゃないかと思っておりますので、お願いをします。

もう時間がありませんが、次に移ります。

失業雇用の問題ですね。一つは、先ほども申しましたが、せっかく就労しても安定した賃金の保障がないと、安定した労働条件がないということで、本当にみんなが安心できないというのがあるわけですが、今回も企業誘致が進められています、私はこの問題では前回は申し上げたと思いますが、企業誘致をするに当たっては、それなりの市としての措置もとっていくわけですが、そういう企業に対して、採用される職員の労働条件についても、私はある程度協議をする必要があると思うんですね。一番はやっぱり正規社員として受け入れていただく。保障できる採用をとということで私は取り組んでいただきたいと思います、その点についていかがでしょうか。これは、前はこういうことを会社に言うわけにはいかんですよというようなお答えもいただきましたが、これからは必要だと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

すべて強制的に、あなたの会社は正規労働に変えなさいという話には、なかなかいけないわけでございます。これはもうお家の事情がおりますから、そういうふうなところは強制的にはいけないと思いますけれども、ただ、全国的に、この前、労働経済白書が出ましたけれども、そこで分析されているのは、やはり非正規労働の問題、これが大きくやはりクローズアップされておりました。というのは、一つは企業さんとしてもこの不況を乗り切るというか、不況脱出のためにパートとか派遣職員の非正規労働、雇用によって、追い追いコストを下げていくという宿命があられたと思うんですね。ただ、この労働経済白書の中では、これが続きますと、当然社会にひずみが出てくるということで、いわゆる非正規労働に傾斜していけば、行き詰まるときが来るというふうな指摘もあっております。

確かに大きく見れば、そういう問題があると思いますので、我々はここを基本としてとらえて、企業さんとの懇談会とか、企業回りとかでは、これは基本的にお願いをしていきます。していきますけれども、すべてそういうふうにしてくださいとは強制的には言えませんけれども、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。やはり就労したけど、市民税一つ払わんでいいような雇用体系の中で、やっぱりそういう状況じゃだめだと思うんですね。市にとっても正規社員になるということによって、やっぱり税金を納めていただく体制もとれるわけですからね。そういういろんな面で考えて、一番はやっぱり働く人たちの生活の安定ということを考えるべきだと思います。

次に移ります。

職をなくしていくという人たちは、勤めに出ている人たちだけじゃないんですね。今自営をされている人たちも、仕事が非常になくなってきている。特に大工さんとか左官さんとか建設関係の人を初め、いろんな人たちがもう大変な時代です。そういう中で、私は以前、小規模の登録制度の要求をして、今市はそのことに取り組んでいらっしゃると思いますが、市としてそういう登録された人たちに十分な仕事の注文をされていると思うんですが、実はされていない部分もあるわけでね、実態をお知らせください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

鹿島市小規模修繕工事等契約者希望者登録制度について、説明を申し上げます。

この制度は、平成16年6月から2年間ごとに登録をしながら、指名願を出していない方でも小規模な修繕について受注機会の拡大を得る制度でございます。現在までの状況でございますけれども、平成16年度が31社、82件の請負がありまして、請負金額が5,216,344円、平成17年度が37社の登録がございまして、84件ございます。金額は4,934,208円でございます。平成18年度につきましては8月末でございますけれども、登録者数が20、件数が40件、請負金額は1,161,670円となっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、それに該当するような市全体の予算がどれくらいあるのかということですね。市全体、それぞれ各課に営繕費とかなんとかあると思いますがね。ただいまのあれでは、5,000千円、4,000千円、5,000千円前後の分しか地元の業者に行っていないんですが、その辺わかりますか。何か頭抱えられ——わかりましたか、わからんならいいです。後で教えてくださいね。

実は、現実的にぶつかったんですが、道路の補修工事を市の職員の方がなさっていた。それを見た登録されている業者の人が「おれたちは登録しとっけ、がん仕事ばされんとや」というような、当然ですよ。やっぱり市としても財政難の中で安上がりになりたいということで、そういう配慮をされていると思うんですが、しかし、やっぱり私はこういう形で仕事がないから、零細業者の人たちがいないから、だから、こういう登録制度をつくったんですからね、やっぱり仕事はそれだけあるわけですから、それらをそちらに回すべきだと思うんですよ。しかし、それをやらないで、市の職員の人たちでしているという、そういう現状で

すよね。これをどうとらえられますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市の職員でやった方が安価につくものについては、原則やっぱり市の職員でやるべきだと。ただし、これがそうであっても、市の職員がそれをやるという、何と申しますかね、時間がない、あるいは市の職員が足りない、そういう場合にはそういう方たちに発注をする、そういう原則であります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それはやっぱりちょっと、確かに財政的にこうだからということですが、市民の人たちが仕事がない、本当に生活をどうしていこうかというような状況の中にあるとき、そういう問題もあればこそ、小規模登録制度なんていうのもできたんですよね。だから、私は、ちょっとこれに対してはもうお答え要りません、時間がありませんので要りませんが、十分にこれ活用してくださいよ、市の職員でやるんじゃないで。それと、やっぱり専門には専門の道があるんですよ、道路修理にしてもね。やっぱりそれだけの金をかけて安かったけん、こんくらいでよかじゃだめなわけですよ。それなりのちゃんとしたのをつくってもらいたいと思います。

それからもう1点です。

住宅リフォーム制度の提案を私は何度もしてきました。これは市内の業者にリフォームを頼めば、市が補助をするという制度ですが、これに取り組んでいる自治体では非常に経済効果が出ていると聞きます。市内の業者であると、アフターサービスもきくし、悪徳業者にひっかかることもないということですが、この仕事がないときに、少しでもそういう業者の人たちの手助けになるためにリフォーム制度の実現をと私はお願いしたいんですが、お答えください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

リフォーム業者の件でございますけれども、これにつきましては、やはり私どもの方の消費者の相談窓口も何件か例がっております。やはりなかなか地元の方とか、遠い方にした場合、いろいろ問題があるということですが、今御提案いただきましたように、リフォーム業者の地元登録ということでございますけれども、関係業者さんと話し合いをしながら

ら研究をしていってみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ちょっと時間がありません、急ぎますがね。

最後に、雇用の問題では、実は市民の間から非常にいろいろ疑問とか出ておりますが、本当に申し上げにくいことを申し上げたいと思っておりますが、今全く仕事がない人、所得が低くて生活できない人というのは多いわけですがね。今、市の職員の方の中に、退職をされて、嘱託で仕事をされている人たちがいらっしゃいます。それから、もちろんこれは市だけじゃなくて学校関係からおいでになった方もありますが、市民の人たちから見れば、そういう人たちは最低の生活ができる保障があるんじゃないかと。だから、若い人でなかなか仕事がない人たちがいるんだけど、そういう人たちをもっと入れてもらって、取り組んでいただくことはできないだろうかというような、そういう声がたくさんあります。私は本当にそれぞれの人たちも生活はあると思っておりますが、そういう市民の声にこたえるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市のOBを嘱託として雇用していることについてでございますけれども、ある程度の知識が要る箇所、それから、ある程度の技術が要る箇所、こういったところに対して市の職員、もとの経験を生かした人材というようなことで、嘱託として雇っているものでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それはわかるわけですが、今のような状況ですので、だれだって最初は一からやってきたわけですから、そういう形での対応はやろうと思えばできると思うんですよね。だから、例えば、先ほどの私が道路工事の問題も言いましたが、そういうところだってその人たちがやっていたらいいんですよ。これはだれだってできるわけですよね。だから、よっぽどのことになれば、そういうこともあるかわかりませんが、今の事態の中で、そうじゃなくちゃできないというのはないと思います。ぜひその方向で検討していただきたいと思います。

それから、障害者問題に移っていきたいと思っておりますが、先ほどの答弁の中で、確かに通所にしても施設入所にしても、大幅に支出がふえているという現実があります。こういう動きの中で、今全国ではそれぞれの自治体で、やっぱりそれなりの対応をされております。負担

を市が見るとか、これまでの継続をするとかいうのがありますが、一つだけお尋ねします。一部負担がなかったときの市の予算と、その後、一部負担ができてからの市の予算の変化はどうなっていますか。わかりませんか。——わかりませんね。頭をかしげていらっしゃるから、わからないということですが、この辺はやっぱり大きな、そういうところをしっかりとつかんでいただきたいと思います。

今一部負担が出たことで非常に皆さん大変です。例えば、おむつの問題にしても、全額自分たちでしなくちゃいけないとか、消耗品がいろいろありますが、そういうのに対しても大変です。

昨年私が厚生労働省に要請に行ったときには、国としてもその辺については考えなくちゃいけないとおっしゃったんですが、ことし行ったときには、もう三位一体改革の中で、それは地元で話し合ってくださいと、全く寄せつけない状況でしたね。だから、そういう面これから本当に財政的に大変な中だけど、そういうのに対して地元が対応していかなくちゃいけないという具体的なのがありますので、先ほど申しましたが、全国的にはいろんな形で今までの制度と変わらないように市が対応している分、また新たに対応策をつくった分というのがありますので、ぜひですね、これは答弁要りませんが、そういうのを研究して取り組んでいただきたいと思います。ちょっと時間がないですけど、何かありますか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

松尾議員の質問にお答えをしたいと思います。

総額的にどのくらい減っているかということをおっしゃったと思いますが、ちょっと具体的な数字は持ってきておりませんので、はっきり言えませんが、若干下がったと。ただ、ほとんど減っておりません。そういう状況でございます。

それから、今後の施策ということで、何か考えんといかんとじゃないかということでございますが、今、まず障害者の方の御意見をお聞きしようということで、実は今度9月8日の日に、障害者の団体、あるいは父母の会、保護者会等の代表の方をお呼びをして、御意見をお聞きするようにしております。その要望事項等を集約いたしまして、緊急性、あるいは必要性等を検討いたしまして、特に市でできるようなことについては実施をしていきたいと。

ただ、何分先ほど議員おっしゃられますように、本市の財政状況は大変厳しゅうございます。その中で、鹿島市の単独事業ということで実施が困難な場合は、国、県へ新たな支援策の創設に向けて、強く要望していきたいと思っております。

実は8月に既に知事に対してはその要望書を提出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

終わりになりますが、きょうの質問の中で、税金など減免制度なんかある分については十分知らせていくという御回答をいただきました。今やれることはすぐにやっていただきたいと思います。

特に今ですね、小泉政権間もなく終わるわけですが、今格差社会と貧困の広がりが非常に大きな社会問題となって、野党だけでなく与党までもこの問題を避けて通れない事態をつくり出していると思います。小泉首相は、格差は悪いものではないと開き直りました。そして、これは改革途上に生まれた問題であって、景気が回復していけば、いずれ格差問題は解決すると言っています。しかし、現実には財界、大企業が3期連続、市場最高の利益を上げるなど、バブル時代に上回る空前の利益を上げているということが実態です。国民の大多数の中で所得が減少し、格差と貧困が深刻な形で広がっています。鹿島市でもそのままもろにその実態があらわれております。私たち日本共産党は、その根底にあるものが構造改革の名で行われてきた財政悪があると追及してきました。

7月に開催をしました共産党の第2回中央委員会総会では、格差社会と貧困の広がりを根本からは正していくために、三つの分野で闘いを国民に呼びかけて取り組んでいます。第1は雇用と労働、人間らしい労働を求める闘い。第2は社会保障、社会保障改悪に反対し、拡充を求める闘い。第3は逆立ち税制の問題です。これからも市民の皆様の多くの御意見、御指導をいただきながら、憲法に基づく人間らしい生活ができるような政治を目指して頑張っていくことをお約束して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ここで、松尾議員の質問に対する答弁が税務課長の方から参っておりますので、これを許します。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

先ほどの答弁の中で、松尾議員の御質問の中で、受けることができた控除について、受けていなかったという方については後で請求できるかという御質問でしたけれども、ここで詳しく申し上げたいと思います。

まず、確定申告をしていた場合については、1年以内に限り、更正の請求ができるというふうなことです。それで、確定申告をしていない場合については、5年間可能であるというふうなことになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で20番議員の質問を終わります。

次に、3番議員、福井正君。

○3番（福井 正君）

3番議員福井正でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日の質問は、鹿島市の産業振興について、鹿島市の道路整備について、結婚支援事業についての3点でございます。

まず、鹿島市の産業振興について、質問いたします。

まず、その中で、農村民泊、先ほど橋爪議員からもグリーンツーリズムで質問ございまして、ちょっと一緒の質問になってしまいましたけれども、質問いたします。

私、今まで過去一般質問の中で、1次産業振興の方策の一つとして、農村、漁村民泊、農業、漁業体系への取り組みにつきまして質問してきました。現状、どのように進んでいるのかということで質問いたします。

平成17年6月8日、衆議院農林水産委員会で、グリーンツーリズムに関する質疑が行われました。その中で、田中委員という方の質問についてでございますけれども、グリーンツーリズムの振興について、基本的な考え方はという質問に対しまして、当時の島村農林水産大臣の答弁は、都市住民の農林水産業に対する理解を深めるとともに、都市と農山漁村の交流を通じた地域の活性化につながることから、本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においても、農村振興の重要な施策として位置づけております。その推進に当たりまして、グリーンツーリズムの基盤となる魅力ある農山漁村づくり、地域ぐるみでの受け入れ態勢、都市住民に対する農山漁村の情報提供などが重要と考えていますということの答弁がっております。

私がですね、実はことしの3月でございましたけれども、グリーンツーリズムというか、あそこは農村民泊に取り組んでいらっしゃる大分県の安心院町に体験に行っていました。1泊いたしまして、いろいろなお話をお聞きいたしました。そのとき、そこのNPO法人、安心院町グリーンツーリズム研究会会長の宮田さんという方がいらっしゃいますけれども、この方のお宅に泊まらせていただきました。安心院町のグリーンツーリズムといいますのは、日本でも草分けでございまして、平成4年から活動されておりました、現在も活発な活動がなされております。

安心院グリーンツーリズムの基本理念としてお聞きいたしましたのは、まず、都市との交流により町の基幹産業である農業を守り育て、発想を変え、新しい連携のもと、経済的活性化により、農村の1軒1軒の足腰を強くする運動である。農村の環境、景観を保全し、ごみのないまちづくりを原点とする。農村の社会的、経済的向上を目指すという三つが大きな柱になっております。そのとき泊まりましたときに、宿泊費が幾らだったかといいますと、1泊で、夕食はございません、朝食つきで大人が4,500円、子供が3千円。ですから、夕食が町内に食堂ですとかレストラン等がございますから、そこで食べてくださいということと、

おふろにつきましても、実は安心院には町営の温泉がございまして、温泉はそこに入ってくださいというような仕組みになっておりました。

ということで、いわゆる農村の民泊ということは、その農業をやっている方たちだけが潤うんじゃなくて、やはり周辺の業者の方たちも一緒に潤っていくような役割もなされているということでございます。

安心院町の現状が今農家が14戸、宿泊の受け入れをなさっているということです。

ただ、大分県は、グリーンツーリズムの協会をつくりまして、県内に、いわゆるグリーンツーリズムの組織があります。大分県全体で今40戸の農家の方がこれに加入されていて、いわゆる安心院に行かれて、また次のところも体験できるというようなことになっているということです。

農村民泊が始まって一番よかったことは何だったんでしょうかということでお尋ねいたしましたら、農村の、いわゆる奥さんたちの現金収入がふえたと。奥さんたちが自由に使えるお金がふえましたということが一番大きな成果と。それからもう一つ、都市との交流が始まりまして、もう毎年来ている方もいらっしゃるということですけれども、親戚同様の交流が始まりまして、それまで引き込みがちだった農家の方たちが、積極的に自信を持って活動に参加されるということと、それから、農産物の販売にもつながっていると。私が宿泊いたしました宮田さんも、実は販売所も別にやっておられまして、そこには安心院ワインというのがありますが、ワインですとか、あと農産物等も売ってあるということもなされておりました。

それから、どうしても農繁期というのがございます。農繁期にはもう受け入れをしないと。いわゆる自分たちが宿泊してもらえる余裕があるときだけしかしないと。しかも、1日1組しか受け入れをしないというようなことで安心院町では取り組んでいらっしゃる。今でもやはりずっと続いておられて、平成17年、昨年は、実は小泉総理と宮田さんというのが、このいわゆるグリーンツーリズムについての会談をなさったということだそうでございます。

あと、県内を見ても、佐賀市富士町ですとか、唐津市七山村などで取り組んでおられます。ただ、県内で調べてみたら、実際の農家で民泊できるのはまだ1戸しかないという状況だということでございます。

このような、いわゆるグリーンツーリズム、農業体験と農村宿泊ですね、漁村も含めてですけれども、こういうことをすることで、やはりかなりの効果があることだと思います。だから、私も以前、過去多分2回質問をさせていただいたと思いますけれども、今現在、鹿島市でグリーンツーリズムについては先ほど橋爪議員の質問に対して答弁がございました。いわゆる農漁村の民泊について、今現在どのように取り組んでおられますかどうか、1回目の質問にいたします。

次の大きな2点目でございます。鹿島市の道路整備について質問いたします。

第4次鹿島市総合計画の点検、見直しの中で、第4章に安らぎと潤いのある市、美しいまちづくりの第1節、交通網の整備に国道498号線の改良はほぼ終了と。県道鹿島～嬉野線、スカイロードやさくら通りが完成いたしました。逆川交差点から、実はその次のあそこが総合庁舎西交差点という交差点がございます。その整備がですね、今からどうなっていくのかなというのが気になるところでございます。

というのは、ちょうど総合庁舎から総合庁舎西交差点のところというのは、カーブになっていまして、道幅がすごく狭くなっています。歩くのも危ないような状態になっております。幸いスカイロード、さくら通りの整備は終わりましたんですけれども、その先の方の整備がどのようになっていくのかなということが一つ。

それから、国道207号線につきまして、今ちょうど駅前の元シティホテルの跡のあたりで歩道の整備があっていると聞いておりますけれども、そこがですね、どこら辺まで進めていられるのか。というのは、あそこから水上鮮魚店の前の交差点のところ、あそこは東町交差点か――までの部分がどうなっていくのかなということと、それから、あその泉通りからアメリカパンのあたりまでは整備がされていますけど、それから先、神水川橋のあたりまで、あそこもまた狭くて非常に交通量も多いという状況になっていますけれども、ここはどういうふうになっていくのかなということ。これは国道でございますから、国の計画ですので、どのような予測なのかなということをお聞きしたいということと、それから、207号線のバイパスですね。今ちょうど黒川橋のところから吹上、高津原の方に約200メートルぐらいまでが4車線になっていまして、それから先は用地はもう買収してあると思っておりますけれども、まだ工事が済んでおりませんけれども、ここの箇所が、これは国のことですが、土木事務所に質問せんといけんのかわかりませんが、どのようなことになっているのか、市でわかる範囲でお知らせいただきたいというふうに思います。

それから次、市道についてでございますけれども、市道のちょうど鹿島市の207号線と207号線のバイパス、ちょうど目ん玉んごととなっとなつてですけど、その部分の道路の状況、いわゆる東西の線というのは、御神松線もありますし、県道鹿島～嬉野線もありますし、498号線もありますから、十分あると思うんですね。ところが、南北方向です。大字納富分地区につきましては、国道444号線も整備がほぼ終わっているようですから、いいと思いますし、それから、山浦～鹿島駅前停車場線ですか、そこは県道ですけども、これも一応歩道もついているという、若干問題もあると思うんですけども、ありますが、問題は、大字高津原地区です。大字高津原地区の市道の状況を見てみますと、どの道も非常に狭いです。狭くてカーブが多くて、いわゆる直角に曲がっている道もあるというような状況になってきています。

こういう状況の中で、じゃあ、この市道整備、実は乙丸～吹上線というのは、私の記憶し

ている限り、もう30年以上前からある計画だったというふうに記憶していますけれども、この道、ほかにも市道計画がありますけれども、主にこの乙丸～吹上線がどんなふうになっていくのかなというのが非常に気になります。

また、去年、ちょうど二本松通でアパート火災がございました。1棟全焼しましたけれども、このとき、消防車が来て水をかけましたけれども、水が足らなかったんですね。それで、逆川をあけてから、中川の方の逆川をあけてから、水が来るまで約30分ぐらいかかったと。ということは、水が間に合わなかったという状況がございました。

それからもう一つ、ことしの7月21日だったですかね、集中豪雨が降りましたときに、二本松通がですね、今までなかったことですが、あそこ床下浸水してしまったという状況がございました。そういう状況もありますので、だったら、乙丸～吹上線を整備することで、例えば、観覧堤というのがございますけれども、観覧堤の水をあそこであけて下に流せば、もう5分もかからないで下に水が来るんじゃないかなということがございますし、あと、市道整備に伴って、いわゆる側溝やら水路の整備をすることによって、いわゆる水害の対策もできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これについていかがお考えなのかということをお聞きいたします。

大きな3点目でございますけれども、結婚支援事業について質問いたします。

ことし8月22日付の佐賀新聞によりますと、18年1月から6月に生まれた赤ちゃんの数が、前年同期に比較いたしまして、1万618人、これは全国ですけれども、増加したということで、大変うれしいニュースでございました。厚生労働省によりますと、この傾向が続けば、出生率が上昇に転じる可能性があるコメントしております。婚姻につきましては、前年同期と比較して、1万936件増加したということでございます。これは雇用の増加ですとか、人工妊娠中絶による死産が減少傾向にあるということが要因だそうですが、ただ、今までの流れを見ますと、まず少子化の傾向ですし、婚姻自体はやはり減少傾向にあるということじゃないかなと思います。

国立社会保障人口問題研究所の日本の世帯数の将来推計という書類によりますと、人口は2006年、ことし——ところが、もっと早かったみたいですね。2006年をピークとして、以後減少に転じると。昨年——実はもう昨年は既に減少に転じたという報道がございましてですね。世帯数が単独世帯、夫婦のみの世帯、ひとりっ子と外なる世帯が増加すると。夫婦とほかから成る世帯、その他の一般世帯が減少するという予測があるということです。このことは独身者と離婚、死別の世帯が増加するという予測だと思います。この傾向は鹿島でも同じような状況かなと私も思っております。

少子化対策の一環といたしまして、9月の補正予算で出産祝い金が50千円増額されるという議案が出ております。学童保育の充実など、さまざまな施策が行われておりますけれども、それ以前の問題として、いわゆる結婚ということに対しましては、ほとんど対策は行われて

いないんじゃないかなというふうに思います。

一つ例を申し上げますと、杵藤広域市町村圏組合の中に、ドリームキャッチ12という、これは出会い、ふれあい事業などでございますけれども、あります。それは平成4年から取り組んでおられまして、約13年間活動しています。これは年に1回とか2回とか出会いのイベントをすることでございますけれども、毎回、男女合わせて約80名くらいの方が参加していただいて、そのうち13組から15組くらいのカップルはできるんですね。カップルはできますけれども、じゃあ、そのカップルが結婚までいかれるかといいますと、そのうちで1組か2組です。今まで13年間で何組結婚までされたかといいますと、12組です。13年間で12組、非常に少ないと言えますし、これは報告があった数だけですから、ほかにもいらっしゃるのかわかりませんが、そういう状況だということです。

毎年80名の男女がここに来られるということは、やはり結婚を希望される方はたくさんいらっしゃると思います。ところが、結婚まで至らないという理由があると。その中で、いろんな話をお聞きいたしますと、おつき合いをしてみたけれども、話が續かない、考え方が合わないとか、あと家族の問題ですね。姑さんとか、おしゅうとさんの問題ですとか、そういう家族問題ですとか、あとは経済問題です。いわゆる収入がどうなのかなという、そういう問題があるということです。

そういうパーティーの席で観察をしておりますと、非常にマナーが悪い方が多いです。というのは、自分が女性に対しておつきあいをしようという状況の中で、まず服装が余り、こんなのでよかとやろうかという服装で見えるとか、それから、女性の前で喫煙をされるといって、そういうマナーが非常に悪い。それから、話が續かないという方が非常に多いです。

結果的にカップルは15組くらいできて、なかなかそこから先に進まないという状況があるんじゃないかなと思います。

今、民間の結婚相談所というのがございますけれども、これが事業として今非常に伸びてきております。

先日、5月に交通体系等特別委員会で肥薩おれんじ鉄道の水俣駅に私たち行きましたけれども、その構内の中に、サクラ出会い支援センターというのがありました。たまたまそこを通りましてパンフレットがあったものですから、それをもらって帰って来ましたけれども、一見、公的な支援をするようなところだと思っておりましたけれども、実は結婚を仲介する民間業者だったということです。その内容を見てみますと、入会金が28千円、会費が4,800円、これだけでは事業は成り立っていきません。何で成り立っているかといいますと、成婚料金、いわゆる結婚したら、年齢によって550千円から950千円、1人当たりですよ。要するに、男女ですから、その倍になるわけですが、それを支払うということで、実はこういう企業が成り立っているという状況があります。

民間でももちろん問題ないんじゃないかなと思いますが、これはやはり公的なものでいろ

んな支援をしていった方がいいのではないかなというふうに私は思っています。

ですから、結婚支援制度として、いわゆる仲人さん——昔は仲人さんとおっしゃったですけど、仲人さんに謝礼金を支払うとか、結婚されて、そこに定住をされたら支援金を支払うということをやっている自治体はさまざまございます。ですから、こういう結婚支援制度に対して取り組まれるお考えがあられるかどうかということをお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

○副議長（吉田正明君）

答弁を求めます。

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の農村民泊の取り組みについて御説明を申し上げます。これは橋爪議員への答弁と若干重複する分もでございます。

具体的には農村民泊の事例でございますけれども、現在までのところはありません。ただ、現在、民間団体等でなさっているものでは、1泊体験ということで、七浦地区振興会がされました平成16年度のエコツアーとか、あとは平成13年度からなさっておられます朝日環境教室、これは市内の公民館等に1泊しながら干潟体験等をなされております。

それから、あとは日帰りの体験でございますけれども、本年度から始まりましたふれあいガタリンピック、これは佐賀大学の環境サテライト教室の方で本年度からまた行われております。それとか、七浦地区の方では個人さんの竹本農園さん等が体験農園とか、あと浜地区の方で富久千代酒造さんが酒米と酒づくりということで、田植えから酒の仕込みまでというようなことで、体験等をなされておるといような状況でございます。

以上であります。

○副議長（吉田正明君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

3番議員の御質問の大きな2番目の鹿島の道路整備について、答えさせていただきます。

まず、その中の国道207号線の今後についてでございます。

国道207号線の改良工事につきましては、今施行されているところが、先ほどおっしゃいました鹿島駅前から洋服の青山までの区間で行われているところでございます。

御指摘のとおり、ここから東町交差点、それから、執行分から浜新町まで、さらに母ヶ浦までの間は未整備でございます。この中で、執行分から小舟津までの間は、今のところ事業の中止状態だということでございます。そのほかの区間の整備につきましては、今のところ県といたしましては、具体的な計画はないということでございます。そういうことで、今後も引き続き県の方へは要望をしていきたいと思っております。

また、国道207号バイパスの残りの4車線化の計画はどのようになっているかということでございますけれども、これも着工時期は未定であるということでございます。これにつきましても、今後の状況を見ながら、県へ要望をしていきたいと思っております。

次に、市道乙丸～吹上線の整備についてでございます。

この路線につきましては、都市計画法によりまして、都市計画街路として計画決定がされ、将来におきまして整備する計画がございます。

平成13年に策定しました鹿島市都市計画マスタープランの中でも、市街地と観光レクリエーションの拠点である蟻尾山公園を結ぶ幹線道路及び国道207号バイパスとのアクセス道路として位置づけられ、整備につきましては長期計画の中で検討をしていくようにしているところでございます。

次に、県道鹿島～嬉野線の整備見通しについてでございます。

県の方では、現在のところ、この区間の計画はないということでございます。今後の通行量の動向や、地元の機運の高まり等を見ながら対応をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○副議長（吉田正明君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは福井議員の大きな3点目、結婚支援についての御質問にお答えをいたしたいと思えます。

現在、本市では、単独では具体的な取り組みはあっておりませんので、質問に対する考え方などについて総体的な立場からお答えをしたいと思います。

まず、議員言われました出会い、ふれあい事業につきましては、現在、広域圏事業として取り組みがなされておまして、一定の参加者、あるいは成果もあっているというのは、議員言われたとおりでございます。議員自身も長年その事業に直接携わっておられますので、その意義、あるいは問題点については一番詳しいんじゃないかなと思っております。

そこで、まずこのような何らかの結婚支援制度について、全国的な取り組みがどのようになっているのかということで調査をしてみました。ここに、ある調査がありまして、平成15年、16年度の2カ年間で全国の地方公共団体を対象にしたアンケート調査であります。それによりますと、全国のおよそ3,000の団体のうち、回答が2,253大体あったということで、回答率としてはおよそ70%の回答率であります。

そういうようなことで、何らかの結婚支援事業を行っているという回答したのは、およそ半分の1,132団体ということで、かなり高い割合で実施されているということでございます。特に人口1万人未満の自治体、あるいは少子化や未婚率の上昇が急速に進行していると感じて

いる自治体で、こういった取り組みは高率となっているようであります。

その中で、出会い事業を実施している自治体は、およそ27.9%ということで、30%弱の実施状況であります。

このようなことから、何らかの結婚支援を実施している自治体はかなりあるということになりますが、中身は出会いから結婚までの、いわゆる総合型といいたいでしょうか、体系的な取り組みではなく、結婚祝い金の支給とか、出会い事業の実施とか、単発型と言われるのが多いようであります。鹿島市の場合も単独ではありませんが、現在、言われますように、広域圏で実施をされているということでございます。

そこで、こういった結婚支援についての取り組みの考え方でありませけれども、以前、鹿島市でも福祉事務所、あるいは農業委員会の方で実施された経緯はありますが、今はどこの課も実施していないということでありませ。基本的に結婚支援事業を実施するかしないかはそれぞれの自治体の施策、あるいは方針でありませ、特に異論はないところでありませけれども、全国的に現在は非常に行財政改革に取り組んでいる状況があります。

そういう中であって、鹿島市でも何が緊急かつ優先的に取り組まなければならない事業かを判断していかなければなりません。こういったことを踏まえませ、現在どこの所、あるいは課でも実施していないということは、鹿島市ではほかに緊急的、あるいは優先的に実施しなければならない事業があるからではないかなと思っているところでありませ。

しかしながら、現行の第4次総合計画の八つの重点プロジェクトの中に、少子・高齢社会対策として、二つの事項が挙げられております。その一つが、職業を超えて男女が出会う機会の充実拡大、2点目が、広域的な出会い、世話人のネットワークの創設ということが掲げられておりますので、いずれはこういった課題についても研究、検討しなければならないものだというふうに認識をしておるところでございます。

以上です。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

それでは、1回目のグリーンツーリズムについて、ちょっと細かいことをお聞きいたしたいと思ひます。

農村民泊というのは、先ほど私も言ひましたように、その農家の奥さんにとっての収入がふえると。ということは、いわゆる自由に使えるお金がふえるという状況が生まれてきます。いわゆる副収入として非常にいいものだというところでございます。その農村民泊に取り組む場合のですね、実は安心院町でも平成4年に始められませしてから、やはり10年以上かかっているんですね、実際の農村民泊ができるまでに。どうしてそうかかかってきたかといひますと、まず組織化の問題がありました。というのは、1戸1戸ではどうしても対応ができません。

いわゆる集落として、そこで一緒になって取り組んでいかないと、お互いにサポートができないということがございました。その組織化することのメリットとして何があったかといいますと、安心院の場合が、安心院グリーンツーリズム研究会ということでございますけれども、ここで一緒になってまず先進地を見に行こうということで、ヨーロッパに行かれました。ヨーロッパの中でイギリスとドイツが一番進んでいるということなんですけれども、やはり先進地を見て、そのシステムですとか、一番大事なことはそこでのいわゆる精神といいますか、どういう目的でやるかということが一番大事なことだということで、まず勉強に行かれたということです。

その後、組織化という面で言いますと、これは安心院町と、このグリーンツーリズム研究会が一緒になりまして、事務局をつくられました。今ちょうどあそこですね、安心院に入ってちょっと先の方にそういう建物が立っています。そこに女性の事務員さんが常時雇用で1人おられまして、この方は安心院町の方じゃなかったんですね。安心院町にグリーンツーリズムで、いわゆる農家に民泊して、すごくよかったと、こういう先進的なことをやっているところで自分もぜひ働きたいということで応募されまして、その方がいろんなことを取り仕切っていらっしゃいます。現実には言いますと、自分たちがやりたいと思っても、実際そういう組織化というのがあって、そこにいわゆる事務局なり事務所なりがあって、その方が、いわゆる私も申し込み、時にはその方を通じて申し込みをしている。だから、その申し込み窓口ですとか、そういうことがないとなかなかうまくいかないという状況だと思います。こういうことについて、鹿島市はそういうことを初めて聞かれたことだと思いますけど、そこまでやらないと実際の農村民泊というのはできないんじゃないかなと私は思うんです。これについてどういうお考えなのか、お聞かせいただきたい。

○副議長（吉田正明君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員のグリーンツーリズム組織化についてお答えをいたします。

農山村宿泊事業につきましては、民間の方が中心になって進めていくものと考えておりまして、民間の方の組織ができれば、行政で支援する協議会等についても立ち上げを検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（吉田正明君）

福井正君。

○3番（福井 正君）

ぜひそういう協議会なり、研究会の名称はどうでもいいんですけれども、そういうのをつくっていただいて、実際進めていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、七浦地区で取り組んでいらっしゃるというお話ございましたですね。問題は、例えば、その農村民泊、漁村民泊も一緒ですけども、これに取り組む方たちに、やはりどういうものかということの説明する必要があると思うんですね。ですから、そういう研修会とか視察ですね、近くだと富士町でもやっていますし、元七山村でもやっています。安心院でもいいと思いますけれども、そういう、いわゆる研究ですとか視察ですとか、そういうことを私はされた方がいいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問についてお答えをいたします。

勉強会とか研修会等についての質問でございますけれども、佐賀大学と鹿島市との総合協定の一つとして、佐賀大学地域貢献プランの中で、農業とその他の事業との連携ができないかと、本年9月よりコミュニティービジネスについての庁内勉強会を佐賀大学の先生を講師として予定をいたしております。このような勉強会の中で、農村宿泊等についても研究をしていきたいと思っておりますし、また、グリーンツーリズム等に関心を持っておられるグループや組織、団体等に県主催のグリーンツーリズム研修会等に積極的に参加を呼びかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ぜひお願いしたいと思います。

それから、次が少し予算が絡んでくるのかわかりませんが、農村とか漁村民泊の支援ということでお聞きいたしますけれども、例えば、農家民泊を希望される農家の方が手を挙げられたというときに、大分県とか安心院町ではどうなさっているかといいますと、参加希望農家に対して、規制緩和されたといいますが、まだ実は法律があります。農家民泊簡易宿泊所という、この許認可というのがあります、保健所ですとか、消防署ですとかいうところに当然申請というのが必要になってきます。

だから、この申請は、実は先ほど言いました、いわゆる安心院のグリーンツーリズムの事務局が全部受け持って、これは町役場と一緒にあってそういう申請のお手伝いをすることになっているということです。

それからもう一つ、今度は、いわゆる認可を受けました後の問題です。農家で実際宿泊をするというときに、消防法ですとか食品衛生法とかいろんな法律の規制の中であるわけです

けれども、その中で、ある程度の設備をしなければいけないんですね。私が泊まりました農家は、トイレが、いわゆる簡易水洗に改造されていまして。それから、台所も私たちが自分たちで調理ができるぐらいの設備をつくってあったということです。ということは、これをするだけで、そんな大きな金は要らないと思いますけれども、ある程度のやはり資金も必要だということなんですね。だから、もし本格的にグリーンツーリズムに取り組むということであれば、いわゆる許認可を受けられるときのいろんな指導とか支援ですとか、ある意味言ったら、いわゆる資金的なものの貸し付け等のことがないと、なかなか先に進まんじやないかなと私は思っていますけれども、これについてどうお考えなのか、お願いします。

○副議長（吉田正明君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問に対して、お答えをいたします。

支援についてということでございますけれども、支援につきましては、農山村宿泊事業につきましては、やはりまず民間の方が中心になって進めていくのが大切だと思っております。先ほど申しましたように、協議会等ができれば、その中でじゃあ何が必要なのか、また、行政として何ができるのかをやはり研究をしながら、どういう支援ができるのかを検討、研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

何度も言いますように、いわゆるグリーンツーリズムというのは、鹿島の、いわゆる農業、漁業の足腰を強くしていく一つの手段だと私は思っています。ですから、いわゆる本業の農業、漁業の収入も当然あるわけですが、それ以外にやはり奥さんたちが元気になっていくということで、その村、集落自体が、全体が元気になっていくということでございますので、ぜひ取り組みを再度お願いして、この問題については終わります。

次に、鹿島の道路整備についてでございますけれども、207号線の整備、名前を出しておきますけれども、ちょうど洋服の青山のところまでの駅前整備ということでした。ということは、それから先の部分につきましては、今のところ国としては計画がないということですね。

ところが、今交通量調査——残念ながら私は交通量調査のデータを持っていませんけれども、直感的に見ますと、いわゆる207号のバイパスと、旧207号線の交通量って余り変わらないですよ。大型トラックの交通は、実は旧207——現在も207ですけど、こちらの方が多いような気がするんですよ。ということは、やはりあそこの小舟津から神水川橋、そのあたり

の道路は狭いですよね。狭くて、人が歩くのにもちょっと危ないなという状況。これはやはり早急に何とかしないと、実際事故があつてからでは遅いんじゃないかなと思います。ですから、これについて、国に要望はなされていると思いますけれども、やはりもっと強力にお願いをぜひしていただきたいなと思っています。これは答弁よろしゅうございます。

それから、207号のバイパスについても、今の黒川から約200メートル先はないと。だけど、用地は確保してあるわけですよね。ということは、要するに、国の予算がないということなんでしょうかね、これについては。どうなんでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

国道207号のバイパスの4車線化でございますけれども、用地は確保はされておりますけれども、今のところ、県の方に聞きますと、優先順位の中で優先度が高いところから先にしていくということで、具体的な計画は今のところされていないということでございます。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

優先順位の問題が鹿島でどうのこうのできる問題じゃないと思いますけれども、ぜひ常にお願ひ、要望をしていただきたいというふうに思います。

それから、県道鹿島嬉野線につきまして、あそこも県道ですから、土木事務所に聞いてくださいと言われたら、それで終わりますけど、やはりあそこの部分ですね、総合庁舎から総合庁舎西交差点、あそこを何とかしないと危ないといひますか、ちょうどあそこから出たところに今度パチンコ屋ができたですよ。パチンコ屋ができて、ちょうど交差点のところから真っすぐ行くような形になっています。あそこはよく見たら、右折車線から直進してくださいと書いてあるんですよ、あそこに書いてあるのが。ということは、非常に交通的に危ないような状況じゃないかなというふうに私は思っていましたけれども、あそこの整備についても、やはり以前の計画としては、今カーブになっているところを直線にするような計画があったふうに聞いておりましたけれども、これについても、やはりぜひ要望、お願いしたいなと強く思っております。これはもう県道のことですから、これ以上言いませんけれども、私の要望として出しておきたいと思います。

それから、市道のことに次移ります。

市道乙丸～吹上線というのは、先ほど私言いましたように、何か30数年前から計画はあったと。私がなぜこの質問をするかといひますと、先ほど言いましたように、いわゆる二本松通の火災の問題とか、7月の水害の問題ということもですけれども、高津原地区ですね、あそこの地区だけで、いわゆる高津原地区と城内地区、合わせると1,200世帯ぐらい、実は乙

丸～吹上線の近くにおられるんじゃないかなと思うんですね。その方たちが、いわゆる鹿島の中心部においてこられるときにどうされるかといいますと、バイパスの方に上に上がって、バイパスを通ってくるか、それから、狭いところを歩いていかれるかということだと思っております。あの線の今一番問題になっているところが、いわゆる休日急患センターあたりのところから、いわゆる簡易裁判所の方に曲がって行って、もしくは真っすぐ行って二本松通にぶつかります。そこから直角に曲がって細い道に行く。あそこで車が来ますと、待っとかンばいかんという状況もありますね。ですから、いわゆる大字高津原地区の南北の交通ということを考えますと、やはりどうしても最低1本は必要んじゃないかなと私も前から思っておりました。

もう一つの見方をいたしますと、今中心商店街活性化事業でまちづくり三法に従っているんな議論がなされておりますけれども、この道路を延長して乙丸まで行きます。乙丸まで途中でいろんな家屋等があつて難しいことですが、もし、これがいわゆる新町と西牟田の御神松線、それから県道鹿島嬉野線等が結ばれますと、いわゆる東西方向と南北方向の交通が非常によくなってくるんですね。よくなってきまして、街全体、いわゆる中心商店街自体が非常にまちづくりの計画がしやすくなってくるというふうに思います。ということは、それだけ周辺のいろんな開発等がやりやすくなるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、私はそういうことでこういう質問をしておりますけれども、これについて市の第4次総合計画の見直しの中で、具体的にこの線については書いてありません。ただ、市道を整備していくということは書いてありますけれども、具体的な道路名は書いていないんですね。ですから、総合計画の中でどうなのかということと、あと財政基盤強化計画で、いわゆる今から5カ年間かけて財政基盤強化をされていきますけれども、じゃあ、5年後に財政基盤がある程度整った時点でこういうことが、いわゆる市道の整備についても考えることができるのかなと、私は素人なりに考えますけれども、こういうことの見通しというのはどうなんでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

市道整備の基本的な考え方について申し上げたいと思いますけれども、現在のところ、区長さんを窓口といたしまして、要望書の提出、あるいは情報の提供ということでいただいているところでございます。

また、優先順、緊急性、それから危険性等を考慮しながら、財政の事情等を勘案しながら整備の目的、整備の時期の設定、規模等を決めているところでございます。

特に周辺住民の合意と機運の盛り上がりということが大切になりますし、また、その中で協議、要望の中ですぐに対応ができるものなのか、あるいは現計予算の中で対応ができるも

のなのか、あるいは予算の裏づけが必要なものなのか、あるいは全庁的に対応すべき必要性があるものなのか、それから、関係者、関係団体との協議は必要であるものなのか、それから、実施計画に上がっているものなのか、そういうものを検証いたしまして、整備に取り組んでいるのが基本でございますけれども、ただいま申されております乙丸～吹上線、これにつきましては当時と比べまして、社会経済情勢等の変化がございまして、現時点では俎上に上がっていないというようなところでございます。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

今の実施計画にも上がっていないと。もちろん財政的なこともよくわかりますし、それから、周辺に以前と比べて家が張りついていますから、非常にやりにくいということも私もわかります。ただ、優先順位が低いというのは私納得できないんですよ。あそこに高津原地区の1,100世帯ぐらいの方たちがいらっしゃるって、その方たちが、いわゆる移動をする。例えば、中心部に来るのに、やはり不便なのは不便ですよ。実は、私この質問をする前に周辺の方にお聞きいたしました、何人かに。そしたら、まずこの計画があることを知らない方がかなりいらっしゃいます。区長さんたちはもちろん知っとんちゃったですけど。だから、いわゆる周辺の住民の要望があるとかないとかいう問題より、まず知りんしゃれんとやないかなど、こういう計画があることをですね。

私がさっきから言っていますように、大字納富分から444もありますし、県道山浦～鹿島駅停車場線もあります。あちらの方は、かなり交通の移動というのは楽なんですね。ところが、やはり大字高津原地区というのは、東西方向は交通の流れとしていいんだけど、南北方向は非常に悪いと。先ほど言いましたように、いわゆる防災面ですとか、いわゆる水害対策ということ等も考えたら、これは優先順位が低いというのは私はわかりません。というよりも、納得できない。だから、もし低いんだったら、そこまで考慮をして、もちろん地元の住民の方とか区長さんたちからの要望というのも大事なことだと思いますけれども、私がちょっと調べただけでもそういう声がありましたので、ぜひそこは配慮していただけないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

乙丸～吹上線の問題であります。先ほど議員御指摘のように、家が連たんして張りついてしまっています。現道を整備するとなると、まず道路部分をかなりの拡幅が要りますね。そしたら、今張りついておられる住居、これがほとんどどいてもらわにゃいかんという、ちぐはぐなことも起こってきます。それからまた、整備費の面でも、恐らく1メートル1,000

千円近くかかると思います。1キロメートルで100億円、乙丸まで云々となりますと、200億円、そういうオーダーの整備費になってしまいますので、現時点でこれをすぐやろうとかいうことにはならないということでもあります。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

私は財政のことですとか、民家が張りついて非常に難しいというのもよくわかりながら質問しています。ただ、先ほど言いましたように、いわゆる水路の関係ですね。いわゆる観覧堤から真っすぐに二本松通を通過して逆川に流せば、もっと早く水が下まで来ます。だから、こういうことだけでもぜひお願いしたいということなんです。

先ほどの水害につきましても、あそこはちょっと原因が違うんじゃないかと思えますけれども、そういう対策にもなるんじゃないかなと思いますので、いわゆる市道の整備というのは、もちろん100億円、200億円単位のお金がかかることですから、今すぐやってくださいといっても、これは無理な話だと私もよく理解していますが、少なくとも、それくらいのができないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

私の方は、先ほどの水路の整備の関係でお答えさせていただきたいと思えますけれども、消防用水利のための水路の整備となれば、そこら辺は関係課の総務課とか、あるいは地元とも協議をさせていただいて、そこら辺で検討をさせていただきたいと思っております。

確かに現在、二本松通あたりの水害の問題も聞いておりますけれども、水路を整備することによって、逆に水が早く来るといふ部分もあります。そういった部分も含めて検討させていただきたいと思えます。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

道路問題は終わりました。次、結婚問題に移らせていただきます。

先ほど鹿島市としてはもう、ほとんどやる気がないという、広域圏でドリームキャッチやっていますから、そちらの方に任せるというふうなことだったんじゃないかなと思いますけれども、ちょっと具体的なことですね、余り費用もかからないでできることをやっているところがございますので、その御紹介をいたします。

宮崎県の都城市でございます。あそこは盆地になっていまして、あそこは宮崎県と鹿児島県と両方あるんですね、盆地の中に。その中で、いわゆる10円玉でその盆地の中は全部電

話がつながります。10円玉経済圏ということで、将来は鹿児島と宮崎のその盆地の中の合併を目指すということで活動なさっているところで、そこで民間の方たちですね。広域で、民間でやっている、いわゆる杵藤広域圏のフォーラム12みたいな団体ですけれども、そこでですね、私もたまたまそこに視察に行きましたときに、私は広域の合併ということで、県境を越えた合併ということでそのとき視察に行ったんですが、実はそれ以外のことに取り組んでいらっしやいました。というのは、いわゆる結婚サポーター制度といいますかね、おせっかいおばさん制度と都城ではおっしやっていましたけれども、いわゆる民間の方がドリームキャッチ12みたいな、出会い、触れ合いの場で知り合って、やはり都城でもおつき合いはするけど、長続きはしなかったと。途中で別れてしまう方が非常に多かったということなんですね。ですから、その、いわゆる民間の団体ですけれども、それに実は、その都城の盆地の中の広域市町村圏組合も若干絡んでいらっしやいますけれども、その中で、1回会って気に入っておつき合いをしたいという方に、いわゆるおせっかいな——おせっかいと言うぎいかなですけど、おばさんが必ず一人ずつつきます。つきまして、その方たちがいろんな相談をされます。一番問題は、話し方がわからない、何ば話してよかじやわからんという、そういうことについてもいろんなことをして、いわゆるいろんなセッティングをしていくという、そういうことをなさってしまして、こういうことは鹿島でもやろうと思ったら、余り費用がかからなくてできると私思うんですよ。もちろん、その方も完全なボランティアでなっていました。ただ、ほかの市町村では、いわゆるそういう仲介された方に幾らか謝礼を上げるといふ地域もございますけれども、やはり実際結婚される方たちが減っていて、これを何とかふやしたいというときには、本人同士ではなかなか結婚まで至らないということがございますので、そういう結婚サポーターというようなことを考えたらどうかなと私思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

結婚サポーター等の制度についての導入の考えはないかということだったと思いますが、これは議員もこれまでの経験から支援事業をやるなら出会いの機会、加えて後のサポートというんですかね、そういった体制が必要ではないかなと、実感されたことからの御質問だと思っております。先ほどお答えしましたように、実施するならば私も出会いの事業のみとか、ほかの単発的な事業よりも、そういった結婚までの体系的な取り組みというのが効果としてはあるんじゃないかなというふうに思っているところであります。

ただ、いずれにしても、今後、先ほど言いましたように、少子・高齢化対策の中に八つの重点プロジェクトということで、今後どこの課がですね、例えば、定住人口の増という

目的の中でするのか、あるいは少子・高齢化対策一環事業としてするのか、そういったところははっきりしませんけれども、いずれにしましても、先ほど言いましたように、この問題というのは、鹿島市にとっても研究しなければならない課題であろうと認識はしておりますので、そういったことも含めて、その議論の中で検討していただければというふうに思っているところです。

○副議長（吉田正明君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

私も定住人口の増加と少子化と実は両方含めてしております、どっちか一つということでは話してはございません。ただ、やはり結婚される方が減少しているということと、それから、最近は離婚される方がふえてまいりましたですね。だから、そういう意味でいったら福祉という面でいっても、こういうこと——まあ、ある意味ではおせっかいなことですよ。おせっかいなことだけれども、そこまでせんといけん時代になっていると、私はそう思いますので、さっきのサポート制度というのは予算的にはさほどかかるものじゃございませんので、ぜひ取り組みをお願いいたしまして、この件については終わります。

それからもう一つ、これは最後の質問になりますけれども、以前は若い男女が知り合うというときにどがんしよったかというぎ、一つは職場結婚だったんですね。最近は職場結婚が一番減っているそうです。それから、青年団活動の中で通じて知り合うとか、それから、例えば学校の同級生やったとか、幼なじみやったとか、いろんな形はあったでしょうし、昔は仲人制度というのがありまして、仲人さんが「あんた、この人とどがんね」というやり方をされてきましたよね。そういうときに、やはり先ほどから言いますように、結婚の中の一番障害になっているのが何かと。実は、会話ができないという人が非常に多いんです。これはドリームキャッチ12に見える方というのは、大体25歳から40歳ぐらいまでの方です。年齢が上になればなるほど、そうになっていきます。やはり気持ちもよくわかりますね、ある程度年のいってきたら、なかなか相手の方と話ができないということはよくわかると思うんですよ。

このとき、もう一つあれは、いわゆる人とつきあう訓練ができていないといいますが、コミュニケーションが非常に苦手だという若い人たちが多くなってきましたね。ですから、以前は、青年団活動とかなんとかで先輩から教えてもらおうとかいうことがあったと思うんですけども、今はやはりある程度そういうことを指導しなければいけない時代、ちょっと悲しい話ですけども、そういうことを今からやっていかんと、なかなかこの問題は解決できないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、これについてお考えがありましたら、お願いします。

○副議長（吉田正明君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

なかなか若い男女が実際に出会っても、会話がうまくできないとか、そういうことで、そういった研修とかマナーとかの研修あたりを実施、指導できないかというようなことだろうと思います。先ほど言いましたように、鹿島市は今現在、単独ではちょっと実施はしておりませんので、現在、例えば、一つの方法として、広域圏で取り組んでもらっておりますので、その後の、そういった補助的な対策といいますか、その分もできないかどうか、その辺の要望というのもひとつやってみたいなと思っております。

それからもう一つ、生涯学習課の方で市民大学の方もスタートいたしました。その中の講座の中に、例えば、現在の講座項目としては、科目としてないものでも5人以上集まれば、新たな講座あたりも開設できるというような制度もありますので、そういったことも現時点では利用していただければなというふうに思っているところです。

以上です。

○副議長（吉田正明君）

以上で3番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明6日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時35分 散会